

有価証券報告書

第140期 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

株式会社住友倉庫

(E04285)

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して、平成29年6月28日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【業績等の概要】	11
2 【生産、受注及び販売の状況】	13
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	15
4 【事業等のリスク】	16
5 【経営上の重要な契約等】	17
6 【研究開発活動】	17
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
第3 【設備の状況】	20
1 【設備投資等の概要】	20
2 【主要な設備の状況】	21
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
(1) 【株式の総数等】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	23
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	38
(4) 【ライツプランの内容】	38
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	38
(6) 【所有者別状況】	38
(7) 【大株主の状況】	39
(8) 【議決権の状況】	40
(9) 【ストックオプション制度の内容】	41
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	45
4 【株価の推移】	45
5 【役員の状況】	46
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	48
第5 【経理の状況】	61
1 【連結財務諸表等】	62
(1) 【連結財務諸表】	62
(2) 【その他】	105
2 【財務諸表等】	106
(1) 【財務諸表】	106
(2) 【主な資産及び負債の内容】	119
(3) 【その他】	119
第6 【提出会社の株式事務の概要】	120
第7 【提出会社の参考情報】	121
1 【提出会社の親会社等の情報】	121
2 【その他の参考情報】	121
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	122

[監査報告書]

平成29年3月連結会計年度

平成29年3月事業年度

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月28日

【事業年度】 第140期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

【会社名】 株式会社住友倉庫

【英訳名】 The Sumitomo Warehouse Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 社長 小野 孝則

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目2番18号

【電話番号】 大阪06（6444）1183（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部主計課長 本間 誠司

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園二丁目11番1号

【電話番号】 東京03（6430）2652（代表）

【事務連絡者氏名】 経理部東京経理課長 斎藤 亮介

【縦覧に供する場所】 株式会社住友倉庫 神戸支店
（神戸市中央区江戸町85番地1）
株式会社住友倉庫 東京支店
（東京都港区芝大門二丁目5番5号）
株式会社住友倉庫 横浜支店
（横浜市中区山下町22番地）
株式会社住友倉庫 名古屋支店
（名古屋市中区錦一丁目10番20号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第136期	第137期	第138期	第139期	第140期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
営業収益 (百万円)	156,422	164,917	174,738	172,257	165,256
経常利益 (百万円)	11,151	11,126	10,859	12,784	11,327
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,222	6,224	7,133	8,082	7,802
包括利益 (百万円)	22,072	15,581	20,350	601	12,077
純資産額 (百万円)	140,297	154,036	171,503	169,451	178,836
総資産額 (百万円)	263,931	289,028	302,545	300,558	305,751
1株当たり純資産額 (円)	749.60	823.82	918.40	905.43	957.00
1株当たり当期純利益 (円)	34.89	34.88	39.94	45.23	43.66
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	34.89	34.86	39.93	45.18	43.59
自己資本比率 (%)	50.7	50.9	54.2	53.8	55.9
自己資本利益率 (%)	5.0	4.4	4.6	5.0	4.7
株価収益率 (倍)	18.4	14.4	16.6	12.7	14.0
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	14,073	9,265	16,471	15,861	16,629
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△10,185	△13,150	△9,107	△16,453	△6,303
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	△10,926	8,905	△8,865	3,254	△9,234
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	16,492	22,616	21,828	23,948	24,559
従業員数 (人)	3,796	3,826	3,737	3,712	3,865
[外、平均臨時雇用人員]	[562]	[567]	[597]	[594]	[573]

(注) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第136期	第137期	第138期	第139期	第140期
決算年月	平成25年 3 月	平成26年 3 月	平成27年 3 月	平成28年 3 月	平成29年 3 月
営業収益 (百万円)	80,231	81,757	84,710	84,358	83,807
経常利益 (百万円)	8,584	8,518	7,824	8,704	8,772
当期純利益 (百万円)	5,005	5,218	5,722	6,155	6,874
資本金 (百万円)	21,822	21,822	21,822	21,822	21,822
発行済株式総数 (株)	195,936,231	195,936,231	195,936,231	195,936,231	195,936,231
純資産額 (百万円)	120,994	129,390	142,284	139,564	148,696
総資産額 (百万円)	215,824	239,317	250,067	248,587	260,669
1株当たり純資産額 (円)	677.62	724.22	795.60	779.98	830.75
1株当たり配当額 (円)	11.00	12.00	13.00	14.00	15.50
(うち1株当たり中間配当額)	(5.50)	(5.50)	(6.00)	(6.00)	(7.00)
1株当たり当期純利益 (円)	28.07	29.23	32.04	34.44	38.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	28.06	29.22	32.03	34.40	38.40
自己資本比率 (%)	56.0	54.0	56.9	56.1	57.0
自己資本利益率 (%)	4.4	4.2	4.2	4.4	4.8
株価収益率 (倍)	22.8	17.2	20.8	16.6	15.9
配当性向 (%)	39.2	41.1	40.6	40.7	40.3
従業員数 (人)	685	703	716	734	739

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第138期の1株当たり配当額には、特別配当1円を含んでおります。

2 【沿革】

年月	経歴
明治32年7月	住友家の個人営業で住友倉庫の商号により倉庫業を開始。本店を大阪、支店を神戸に設置。
大正8年1月	東京支店を設置。
大正10年2月	住友合資会社倉庫部に改組。
大正12年8月	株式会社住友倉庫を設立し、住友合資会社の業務（大阪、神戸及び東京における倉庫業、港湾運送業）を継承。
昭和17年12月	港湾運送事業等統制令により港湾運送業務の大部分を関係各地の港運会社に譲渡。
昭和19年5月	日本倉庫統制株式会社に倉庫業務の一切を供出し、倉庫営業を休止。
昭和20年12月	日本倉庫統制株式会社の解散により業務を復元、営業再開。
昭和22年9月	九州地区の拠点として博多臨港倉庫株式会社（現・連結子会社。平成20年4月「住友倉庫九州株式会社」に商号変更）を設立。
昭和23年6月	神戸港の港運業者ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社（現・連結子会社）に出資。
昭和23年10月	貨物自動車運送事業を目的として井住運送株式会社（現・連結子会社）を設立。
昭和23年12月	閉鎖機関に指定された各地港運会社から船舶等の返還を受け、港湾運送業を再開。
昭和24年12月	横浜支店を設置。
昭和25年10月	大阪証券取引所及び東京証券取引所に株式を上場（平成25年7月、大阪証券取引所の現物市場は東京証券取引所の現物市場に統合）。
昭和43年4月	神戸及び東京でコンテナターミナル業務を開始、以後主要各港におけるコンテナターミナル業務が本格化。
昭和45年2月	名古屋支店を設置。
昭和47年11月	サンフランシスコに駐在員事務所を設置。
昭和49年10月	大阪市西区に川口住倉ビルディングを建設、賃貸開始。以後不動産賃貸業務が本格化。
昭和53年9月	ドイツに駐在員事務所を設置。以後国際輸送業務が本格化。
昭和57年7月	ドイツに全額出資の現地法人Sumitomo Warehouse (Deutschland) GmbH（現・連結子会社。昭和61年10月「Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH」に商号変更）を設立。
昭和60年4月	米国に全額出資の現地法人Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.（現・連結子会社）を設立。
昭和60年11月	IATA（国際航空運送協会）貨物代理店資格を取得、以後航空貨物取扱業務が本格化。
昭和63年2月	東京都中央区に東京住友ツインビルディングを建設、賃貸開始。
昭和63年10月	シンガポールに全額出資の現地法人Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd（現・連結子会社）を設立。
平成4年8月	国際航空貨物の単独混載業を開始。
平成5年3月	香港に全額出資の現地法人香港住友倉儲有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成5年12月	中国に全額出資の現地法人上海住友倉儲有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成8年12月	東京都大田区で免震構法を採用したトランクルーム専用倉庫を建設。
平成10年3月	神戸市東灘区で当社初の冷蔵設備を併設した倉庫を建設、冷蔵貨物の取扱いを開始。
平成11年11月	航空貨物部がISO9002認証を取得。
平成18年4月	コンピュータソフトウェア受託開発等を事業内容とするアイスター株式会社（現・連結子会社）の全株式を取得し子会社化。
平成18年9月	貨物自動車運送事業等を事業内容とする遠州トラック株式会社（現・連結子会社）の発行済株式の総数の60.0%を公開買付けにより取得し子会社化。
平成18年11月	中国に全額出資の現地法人住友倉儲（中国）有限公司（現・連結子会社）を設立。
平成19年8月	サウジアラビアに現地資本との合弁会社Rabigh Petrochemical Logistics LLC（現・持分法適用関連会社）を設立。
平成23年9月	J-Wesco株式会社（現・連結子会社）を通じて米国の海運会社Westwood Shipping Lines, Inc.（現・連結子会社）の全株式を取得し子会社化。
平成25年12月	倉庫入出庫・保管業務、輸出入貨物取扱・通関業務及び国際複合一貫輸送業務におけるISO9001認証取得。
平成27年5月	AEO制度における特定保税承認者の承認取得。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社50社及び関連会社10社で構成されており（平成29年3月31日現在）、倉庫業、港湾運送業、国際輸送業及び陸上運送業等の物流事業、船舶を使用する貨物運送業務を中心とする海運事業並びに事務所及び土地等の賃貸等を行う不動産事業を営んでおります。

当社は総物流事業者として物流事業及び不動産事業に携わっております。連結子会社の事業の当社グループにおける位置付け及び各事業セグメントとの関連は、次のとおりであります。

物流事業

倉庫業：国内における、寄託を受けた物品を倉庫に保管する業務並びに寄託貨物の入出庫及びこれに付随する流通加工等の業務

厚木泉倉(株)	当社横浜支店における倉庫荷役作業を担当しております。
住友倉庫九州(株)	九州において倉庫業等を行っております。
泉倉作業(株)	当社大阪支店における倉庫荷役作業を担当しております。
博多井住(株)	主として住友倉庫九州(株)取扱貨物の倉庫荷役作業及び陸上運送業等を行っております。

港湾運送業：国内の港湾における、海上運送に接続する貨物の船積み及び陸揚げ並びにその荷捌き等の業務

大阪梱包運輸(株)	大阪を中心に港湾運送業及び損害保険代理業等を行っております。
神港作業(株)	当社神戸支店における倉庫荷役作業及び港湾荷役作業を担当しております。
泉洋港運(株)	神戸を中心に港湾運送業及び通関業等を行っております。
大成海運(株)	四国において港湾運送業、通関業及び倉庫業等を行っております。
ニッケル・エンド・ライオンズ(株)	神戸を中心に港湾運送業、内航海運業及び陸上運送業等を行っております。

国際輸送業：海陸空の各種輸送手段を結合し、輸出入貨物の国際複合輸送を取り扱う業務並びに海外における保管、荷役及び運送等を取り扱う業務

Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.	米国における現地法人として、当社国際輸送業務の米国での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH	ヨーロッパにおける現地法人として、当社国際輸送業務のヨーロッパでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd	シンガポールにおける現地法人として、当社国際輸送業務のシンガポールでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
Union Services (S'pore) Pte Ltd	シンガポールにおける現地法人として、現地において荷役・運送等物流業務を行っております。
Sumiso (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシアにおける現地法人として、当社国際輸送業務のマレーシアでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
Rojana Distribution Center Co., Ltd.	タイにおける現地法人として、当社国際輸送業務のタイでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
Sumiso (Thailand) Co., Ltd.	タイにおける現地法人として、現地において物流会社の管理業務を行っております。
Sumiso (Laem Chabang) Co., Ltd.	タイにおける現地法人として、現地において保管等物流業務を行っております。

PT. Sumiso Logistics Indonesia	インドネシアにおける現地法人として、平成28年11月に設立し、当社国際輸送業務のインドネシアでの輸送業務を行っております。
PT. Sumitomo Warehouse Indonesia	インドネシアにおける現地法人として、現地において輸送等物流業務を行っていましたが、平成20年5月から現地物流業者に業務を引継ぎ事業を縮小しております。
Sumitomo Warehouse (Vietnam) Co., Ltd.	ベトナムにおける現地法人として、当社国際輸送業務のベトナムでの輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
台湾住倉股ふん有限公司	台湾における現地法人として、当社国際輸送業務の台湾での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
住友倉儲（中国）有限公司	中国上海における現地法人として、保管、流通加工、輸送等物流業務を行っております。
上海住友倉儲有限公司	中国上海における現地法人として、現地において保管等物流業務を行っております。
上海住倉国際貨運有限公司	中国上海における現地法人として、当社国際輸送業務の中国華東・華北地域等での輸送等物流業務を行っております。
㈱中国遠州 コーポレーション	遠州トラックグループの中国における物流事業の元請を行っております。
香港住友倉儲有限公司	中国香港における現地法人として、当社国際輸送業務の中国華南地域での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
住友倉儲（深せん）有限公司	中国深せんにおける現地法人として、現地において保管等物流業務を行っております。
広州住倉国際貨運有限公司	中国広州における現地法人として、当社国際輸送業務の中国華南地域での輸送業務を担当するほか、現地において保管等物流業務を行っております。
青島住倉国際物流有限公司	中国青島における現地法人として、当社国際輸送業務の中国青島での輸送業務を担当するほか、現地において保管、流通加工等物流業務を行っております。

陸上運送業：国内における、自動車を使用する貨物運送業務並びに自動車及び鉄道による運送を取り扱う業務

井住運送㈱	日本国内での陸上運送業を行っております。
遠州トラック㈱	静岡県を地盤に、関東、東北、中京、関西地区において陸上運送業、倉庫業及び不動産事業等を行っております。
㈱藤友物流サービス	静岡県に加え、関東地区において陸上運送業及び倉庫業を行っております。
遠州トラック関西㈱	関西地区を中心に陸上運送業及び倉庫業を行っております。

その他事業：ソフトウェア開発等上記事業に関連する業務

アイスター㈱	ソフトウェアの開発、ソフトウェア技術者の派遣、コンピュータ操作管理受託及びソフトウェア販売を行っております。
--------	--

海運事業

船舶を使用する貨物運送業務及び海運代理店等の業務

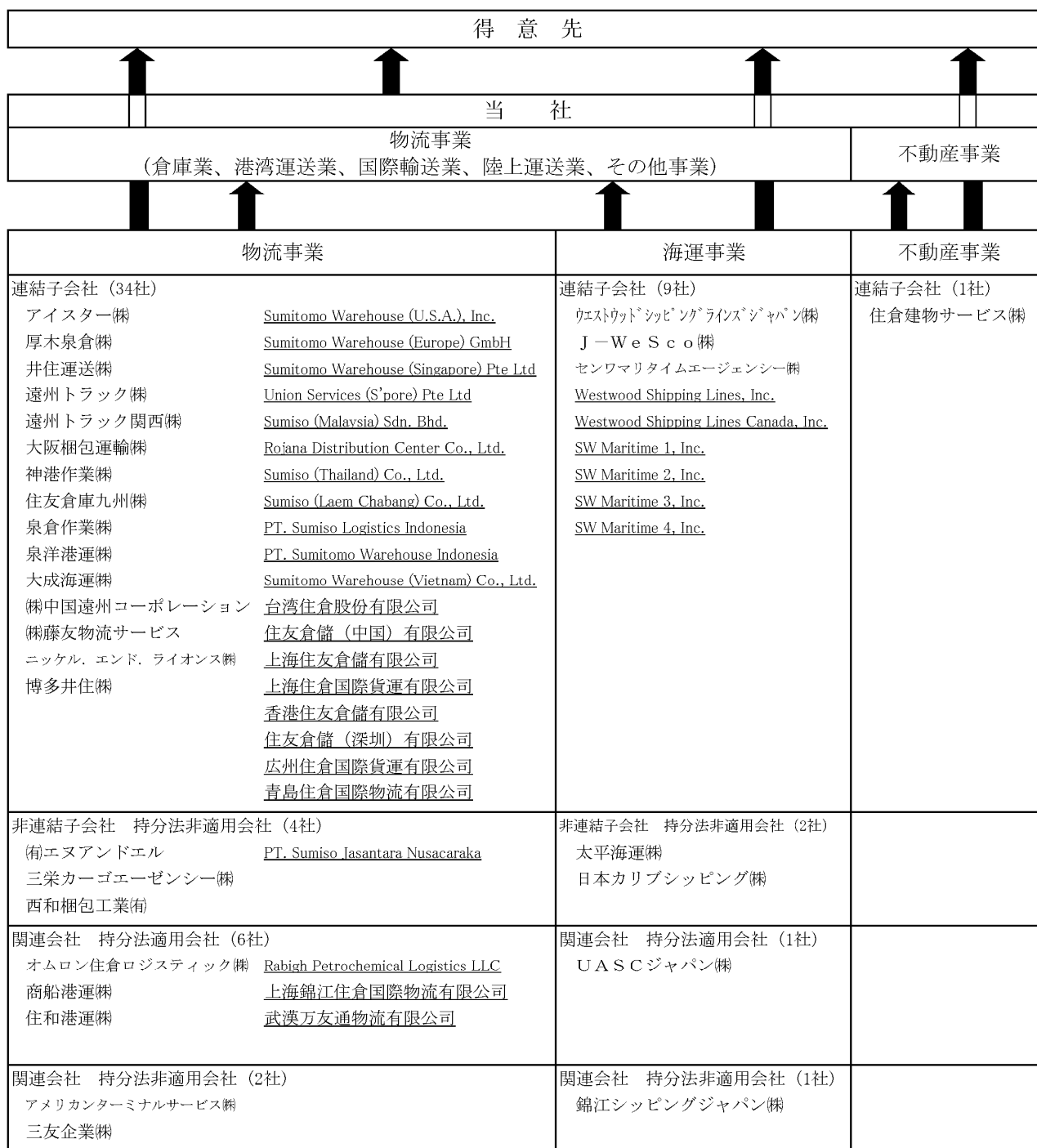
ウエストウッド SHIPPING ライズジャパン(株)	Westwood Shipping Lines, Inc. の日本法人として、同社による営業活動及び運航管理のサポート業務を行っております。
J - W e S c o (株)	Westwood Shipping Lines, Inc. の経営管理を行っております。
センワマリタイム エージェンシー(株)	外国船社の日本における海運代理店業を行っております。
Westwood Shipping Lines, Inc.	北米北西岸航路サービスを提供する船舶運航事業等を行っております。
Westwood Shipping Lines Canada, Inc.	Westwood Shipping Lines, Inc. のカナダ法人として、同社による営業活動及び運航管理のサポート業務を行っております。
SW Maritime 1, Inc.、SW Maritime 2, Inc.、SW Maritime 3, Inc.、SW Maritime 4, Inc.	船舶を所有し、Westwood Shipping Lines, Inc. にリースしております。

不動産事業

事務所及び土地等を売買、賃貸及び管理する業務

住倉建物サービス(株)	関西地区及び関東地区における当社所有の賃貸ビル等の建物管理業等を行っております。
-------------	--

当社及び関係会社を、それぞれが携わる主な事業により区分した系統図は次のとおりであります。



(注) 1. 矢印は役務の流れを示しております。
 2. 下線は在外の会社 (29社) であります。

4 【関係会社の状況】

名称 (住所)	資本金	主要な 事業の 内 容	議決権の 所有又は 被所有割 合 (%)	関係内容			
				役員の 兼任等 (人)	資金の貸付	営業上の取引	設備の賃貸借
[連結子会社] アイスター株式会社 (大阪市中央区)	百万円 40	物流事業	100.0	兼任 1	—	ソフトウェア開発 のための技術者の 派遣	—
井住運送株式会社 (兵庫県尼崎市)	百万円 100	物流事業	100.0	兼任 1	当社から短期貸付 330百万円及び長 期貸付623百万円	当社取扱貨物の 陸上運送	事務所・ 土地賃貸
遠州トラック株式会社(注4,5) (静岡県袋井市)	百万円 1,284	物流事業 不動産事業	60.7	—	—	当社から保管・ 荷役業務の提供 当社取扱貨物の 陸上運送	事務所・ 倉庫賃貸
大阪梱包運輸株式会社 (大阪市港区)	百万円 18	物流事業	100.0	兼任 1	—	当社から港湾運送 の提供 当社取扱貨物の 港湾運送	事務所賃貸
J-W e S c o株式会社 (東京都港区)	百万円 10	海運事業	70.6 (0.2)	兼任 1	—	—	—
神港作業株式会社 (神戸市中央区)	百万円 25	物流事業	100.0 (10.0)	兼任 1	—	当社取扱貨物の 荷役業務	事務所賃貸
住友倉庫九州株式会社 (福岡市博多区)	百万円 80	物流事業	100.0	兼任 2	—	当社取扱貨物の 保管業務	土地賃貸
泉洋港運株式会社 (神戸市中央区)	百万円 55	物流事業	64.2 (10.8) [7.1]	兼任 1	—	当社から保管・ 荷役業務の提供 当社取扱貨物の 港湾運送	事務所・ 倉庫賃貸
大成海運株式会社 (大阪市港区)	百万円 12	物流事業	100.0	兼任 1	—	当社取扱貨物の 港湾運送	—
ニッケル. エンド. ライオンズ株式会社 (神戸市中央区)	百万円 40	物流事業	62.0	—	当社から短期貸付 21百万円及び長期 貸付297百万円	当社から港湾運送 の提供 当社取扱貨物の 港湾運送	—
Westwood Shipping Lines, Inc.(注6) (米国・ビュアラップ)	US\$ 1,000	海運事業	100.0 (100.0)	—	—	当社から港湾運送 の提供	—
Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc. (米国・ロスアンゼルス)	US \$ 6,000,000	物流事業	100.0	—	—	当社取扱貨物の 米国内物流	土地賃貸
Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH (ドイツ・デュッセルドルフ)	EUR 4,936,134	物流事業	100.0	—	当社から短期貸付 21百万円及び長期 貸付134百万円	当社取扱貨物の 欧州内物流	事務所・倉庫 ・土地賃貸
Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd (シンガポール)	S \$ 2,000,000	物流事業	100.0	—	—	当社取扱貨物の 東南アジア域内 物流	—
Union Services (S'pore) Pte Ltd (シンガポール)	S \$ 500,000	物流事業	100.0	—	—	—	—
住友倉儲(中国)有限公司(注3) (中国・上海)	US \$ 20,000,000	物流事業	100.0	—	当社から短期貸付 78百万円	当社取扱貨物の 中国内物流	—
香港住友倉儲有限公司 (中国・香港)	HK \$ 4,000,000	物流事業	100.0	—	—	当社取扱貨物の 香港内物流	—
その他27社	—	—	—	—	—	—	—
[持分法適用関連会社] 7社	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()は、間接保有割合を内数で示し、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合を外数で示しております。
 3. 特定子会社に該当しております。
 4. 有価証券報告書を提出しております。
 5. 営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えていますが、当該連結子会社は、有価証券報告書の提出会社であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
 6. 営業収益（連結会社相互間の内部営業収益を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えていますが、海運事業の営業収益に占める当該連結子会社の営業収益（セグメント間の内部営業収益又は振替高を含む。）の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状態】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	3,551 [549]
海運事業	119 [9]
不動産事業	44 [9]
全社（共通）	151 [6]
合計	3,865 [573]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を [] 内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
739	36.3	12.9	7,398

セグメントの名称	従業員数（人）
物流事業	614
不動産事業	13
全社（共通）	112
合計	739

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社における平成29年3月31日現在の組合員数は747名であります。

そのうち、当社の労働組合は住友倉庫労働組合（昭和27年7月18日結成）と称し、平成29年3月31日現在の組合員数は526名であり、全日本倉庫運輸労働組合同盟に加盟しております。

なお、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期の経済環境は、米国は引き続き堅調を維持し、欧州では景気回復の兆しが見られました。また日本では企業の生産活動などが緩やかな回復基調をたどりました。一方、米国の経済・金融政策の動向が世界経済に及ぼす影響が懸念されるなど、先行き不透明感が強まりました。

物流業界においては、倉庫貨物の荷動きは前期を下回り、保管残高は減少傾向を示しました。海運業界では、新興国経済の低迷による需要回復の遅れや大型コンテナ船の相次ぐ竣工による船腹の供給過剰により、運賃市況は大幅に下落しました。不動産賃貸業界では、都心部のオフィスビルの空室率は緩やかな改善の動きが見られました。

このような情勢のもと、当社グループにおきましては、中長期的視点に立ち、「国内物流」、「海外物流」及び「不動産」の3つの戦略分野において、事業の拡大を図ってまいりました。

海外では、タイにおける現地法人Sumiso (Laem Chabang) Co., Ltd.の新倉庫が平成28年10月に竣工しました。また、インドネシアでは、旺盛な物流需要を取り込むべく同年11月に合弁会社を設立するなど、海外ネットワークの拡充を推進しました。米国の海運会社Westwood Shipping Lines, Inc.においては、厳しい経営環境の中で輸送数量の維持及び経費削減に努めました。

国内では、文書等情報記録媒体の堅調な保管需要を背景に、埼玉県羽生市において倉庫施設の建設用地を取得しました。また、顧客の物流業務効率化に対する要請に応えるべく、積極的な営業活動を展開してまいりました。

不動産では、埼玉県戸田市で建設を進めていた商業施設が平成28年4月に竣工したほか、同年6月には東京都荒川区において賃貸用不動産物件を取得するなど、首都圏の事業基盤を強化いたしました。

このような取組みのもと、当期の連結決算につきましては、倉庫業及び陸上運送業において貨物の取扱いが増加したものの、海運では運賃の下落や取扱貨物の減少、国際輸送では中国経済の伸び悩みや前期に比べ円高傾向となった為替相場の影響を受けました。このため、営業収益は1,652億56百万円（前期比4.1%減）、営業利益は91億89百万円（前期比14.7%減）、経常利益は113億27百万円（前期比11.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、倉庫施設の移転補償金収受に伴う特別利益の発生等があり78億2百万円（前期比3.5%減）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(物流事業)

倉庫業では、前期に竣工した新規施設が通期で寄与したことに加え、文書等情報記録媒体を中心に保管残高が堅調に推移したことなどから、倉庫収入は229億68百万円（前期比1.6%増）となりました。

港湾運送業では、コンテナ荷捌の取扱いは前期を上回ったものの、一般荷捌が減収となったことから、港湾運送収入は358億46百万円（前期比2.8%減）となりました。

国際輸送業では、前期比で円高基調となった為替相場の影響に加え、プロジェクト輸送の取扱いが減少したことなどから、国際輸送収入は326億94百万円（前期比4.2%減）となりました。

陸上運送業及びその他の業務では、eコマースに関連する輸送の取扱拡大に伴い陸上運送収入が増収となったことなどから、陸上運送ほか収入は395億46百万円（前期比4.7%増）となりました。

以上の結果、物流事業の営業収益は1,310億55百万円（前期比0.3%減）となりました。営業利益は、前期に物流施設に係る不動産取得税等を計上していたことなどから、97億72百万円（前期比8.0%増）となりました。

(海運事業)

海運事業では、海上運賃の大幅な下落が影響したことに加え、林産品やコンテナ貨物の取扱いが前期を下回ったほか、前期比で円高となったことにより、営業収益は251億83百万円（前期比20.8%減）、営業損失は3億47百万円（前期は営業利益16億85百万円）となりました。

(不動産事業)

不動産事業では、商業施設の新規稼働等により賃料収入が増加したことから、営業収益は101億72百万円（前期比1.5%増）、営業利益は45億69百万円（前期比0.6%増）となりました。

(注) 1. 上記のセグメントの営業収益には、セグメント間の内部営業収益11億55百万円（前期9億51百万円）を含んでおります。

2. 上記のセグメントの営業利益は、各セグメントに帰属しない全社費用等48億4百万円（前期45億4百万円）控除前の利益であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益及び減価償却による資金の留保等により166億29百万円の増加となり、前期（158億61百万円の増加）に対しては、倉庫施設移転補償金の収受等により7億67百万円の増加となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払戻による収入はあったものの、有形固定資産の取得による支出等により63億3百万円の減少となり、前期（164億53百万円の減少）に対しては、定期預金の払戻による収入の増加等により101億49百万円の増加となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済及び配当金の支払い等により92億34百万円の減少となり、前期（32億54百万円の増加）に対しては、前期に社債の発行による収入があったこと等により124億88百万円の減少となりました。

当期の連結キャッシュ・フローは、以上の結果に「現金及び現金同等物に係る換算差額」（△4億80百万円）を加えた全体で6億11百万円の増加となり、現金及び現金同等物の当期末残高は、245億59百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの当連結会計年度におけるセグメントごとの営業収益内訳及び主要業務の取扱高等を示すと、次のとおりであります。

(1) セグメントごとの営業収益内訳

内訳	前連結会計年度 (平成27年4月 ～平成28年3月)	当連結会計年度 (平成28年4月 ～平成29年3月)	前連結会計年度比増減	
			増減額	比率%
物流事業	131,390百万円	131,055百万円	△334百万円	△0.3
（倉庫収入）	(22,616)	(22,968)	(351)	(1.6)
（港湾運送収入）	(36,884)	(35,846)	(△1,037)	(△2.8)
（国際輸送収入）	(34,135)	(32,694)	(△1,441)	(△4.2)
（陸上運送ほか収入）	(37,754)	(39,546)	(1,792)	(4.7)
海運事業	31,801	25,183	△6,617	△20.8
（海運事業収入）	(31,801)	(25,183)	(△6,617)	(△20.8)
不動産事業	10,017	10,172	154	1.5
（不動産事業収入）	(10,017)	(10,172)	(154)	(1.5)
計	173,209	166,411	△6,797	△3.9
セグメント間内部営業収益	△951	△1,155	△203	△21.4
純営業収益	172,257	165,256	△7,000	△4.1

(2) セグメントごとの主要業務の取扱高等

①物流事業

(イ)倉庫業

1) 保管用面積

内訳	前連結会計年度 (平成28年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)
所有庫	851,051㎡	845,899㎡
借庫	340,430	321,477
計	1,191,482	1,167,377
貸庫	500,664	473,938
差引実際保管用面積	690,818	693,439

2) 入出庫高及び保管残高

区分		前連結会計年度 (平成27年4月～平成28年3月)	当連結会計年度 (平成28年4月～平成29年3月)
入庫高		2,186千トン	2,209千トン
出庫高		2,172	2,208
保管残高	期末	513	514
	期中平均	522	522

3) 貨物回転率 (月平均)

区分	前連結会計年度 (平成27年4月～平成28年3月)	当連結会計年度 (平成28年4月～平成29年3月)
数量	34.6%	35.2%

(注) 貨物回転率 = $\frac{\text{出庫高 (月平均)}}{\text{平均保管残高}} \times 100$

(ロ) 港湾運送業
事業別取扱数量

区分	前連結会計年度 (平成27年4月～平成28年3月)	当連結会計年度 (平成28年4月～平成29年3月)
沿岸荷役	2,350千トン	2,511千トン
一般荷捌	9,030	9,050
コンテナ荷捌	45,604	48,514
船内荷役	780	664

(ハ) 国際輸送業
取扱数量

区分	前連結会計年度 (平成27年4月～平成28年3月)	当連結会計年度 (平成28年4月～平成29年3月)
国際輸送	12,131千トン	12,176千トン

② 海運事業

区分	前連結会計年度 (平成27年4月～平成28年3月)	当連結会計年度 (平成28年4月～平成29年3月)
輸送量	4,668千トン	4,283千トン

③ 不動産事業
不動産賃貸面積

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)
賃貸ビル等	261,683㎡	273,822㎡

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略等

当社グループは、倉庫業を核として発展してきた物流事業、船舶を使用した貨物運送や海運代理店等を行う海運事業及びオフィスビル賃貸業を中心とする不動産事業を行っております。

物流事業につきましては、倉庫、港湾運送、国際輸送、陸上運送等の各分野にわたり、最新のITによる総合物流システムやグローバルなネットワークを駆使し、国内外において総合的な物流サービスを展開しております。海運事業につきましては、北米北西岸航路サービスを提供する船舶運航事業等を行っております。また、不動産事業につきましては、所有地の再開発を中心に、オフィスビルや商業施設、賃貸マンション等の開発・運営等を行っております。

当社は企画力・提案力の強化及び物流品質の更なる向上を図るため、平成29年4月に営業組織の再編を実施いたしました。この新しい体制のもと、当社グループは平成29年度（2017年度）を初年度とする3か年間の新たな中期経営計画を策定し、事業基盤の一層の強化による持続的な成長と企業価値向上を目指すとともに、株主還元の更なる充実を図ってまいります。

中期経営計画の数値目標（連結）

	計画最終年度 (2019年度)
営業収益	1,900億円
営業利益	120億円

(2) 経営環境及び対処すべき課題

今後の世界経済は、欧米、ASEAN諸国を中心に景気は総じて緩やかな回復基調を示すものと見込まれますが、米国の政権運営や英国のEU離脱などが与える影響は不透明な状況にあります。日本経済は、生産や輸出の持ち直しにより、景気は概ね堅調に推移すると予想されますが、海外情勢に起因する下振れが懸念されます。

物流業界におきましては、アジア向け国際貨物を中心に荷動きは回復基調が続くものと予想される一方、海運業界では、運賃市況や業界再編の動きが当社グループの事業に及ぼす影響に留意する必要があります。

このような情勢の中、事業戦略としては、「国内物流事業の基盤強化」、「海外物流事業の拡充」及び「不動産事業への積極的投資」の3本の柱を中核として、次の各施策を推進してまいります。

(国内物流)

- ① 倉庫施設の再構築による国内物流事業の基盤強化
- ② 先進的な情報技術を活用した付加価値の高い物流サービスの提供

(海外物流)

- ① 市場の拡大が見込まれる東南アジアを中心とした海外拠点の新増設
- ② 三国間輸送及び現地国内輸送を含む海外物流サービスの強化

(不動産)

- ① 首都圏を中心とした新規物件の積極的取得
- ② 自社所有地の再開発の推進

4【事業等のリスク】

当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境の変化

当社グループは、倉庫業、港湾運送業、国際輸送業及び陸上運送業等を総合的に組み合わせた物流事業、北米北西岸航路における船舶運航事業を中心とした海運事業、首都圏及び関西地区等における保有資産の有効活用を中心とした不動産事業を展開しております。物流事業及び海運事業においては、国内外の景気変動や社会情勢の変化が荷動きの悪化、競争激化、船舶需給バランスの悪化を通じて、また、不動産事業においてはオフィスビルの供給過剰等による市況の変化、需給バランスの変動により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制

当社グループは、事業を展開するうえで、国内外において法的許認可・規制を受けております。したがって、法令の改正により、それを遵守するためのコスト増加、事業戦略の変更を余儀なくされた場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) グローバルな事業展開におけるカントリーリスク

当社は、北米、欧州、中国、東南アジア及び中近東等において、関係会社を通じて事業を展開しております。海外での事業展開に当たっては、現地の法令、行政上の手続き、商習慣等の調査研究を実施したうえで営業活動を行っております。しかし、以下に掲げるリスクが内在しており、これらの事象が発生した場合には、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

- ① 予期しない法律又は規制の変更
- ② 営業活動に不利な政治又は経済要因の発生
- ③ 社会インフラの未整備による障害の発生
- ④ 戦争、暴動、テロ、海賊、伝染病、ストライキその他の要因による社会的混乱

(4) 為替レートの変動

当社グループの連結財務諸表の作成に当たっては、海外の連結子会社の財務諸表を円換算しており、為替レートが変動した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 燃料油価格の変動

当社グループの海運事業並びに物流事業における港湾運送業及び陸上運送業においては、燃料油の調達が不可欠となっております。燃料油価格は、原油の需給バランス、産油国の政情、投機資金の流入その他の要因により変動し、これらによる燃料油価格の高騰は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 自然災害と事故

当社グループは、自然災害や不測の事故の発生に備えて、倉庫や賃貸ビルなどの保有施設及び船舶並びに受託貨物等に対し保険を付しております。しかし、予測不可能な自然災害や事故に起因する被害をすべて保険により填補できるとは限らないため、これらの被害の発生により当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業用資産（土地、建物等）及び投資有価証券の時価下落

当社グループは、事業用資産（土地、建物等）及び取引先との緊密な関係の維持・強化等を目的とした投資有価証券を保有しております。事業用資産については時価下落や収益性の低下により、また、投資有価証券については株式相場下落や投資先の財政状態の悪化により、投資額の回収が見込めなくなった場合、減損損失を計上します。これらにより、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 退職給付債務

当社グループは、割引率等の前提条件に基づき計算された退職給付債務と時価評価された年金資産により退職給付に係る負債を計上し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務は定額償却しております。割引率の低下や年金資産の時価下落により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) のれんの減損

当社グループは、企業買収に伴い発生したのれんを連結貸借対照表に計上し、原則として投資額の算定基礎となった期間で償却しております。事業環境の変化等により期待する成果が得られない場合は、当該のれんについて減損損失を計上し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報システム関係

当社は、基幹業務システムを情報セキュリティや自然災害に対する安全対策の整った専用ビルに設置する等、コンピュータの運用を含めた安全管理の徹底を図り、外部からの不正アクセスを監視・防止する管理体制をとっております。しかし、災害や不正アクセスによりシステムが一定期間以上ダウンし、業務処理及び顧客への情報提供が停滞した場合には、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 顧客等の情報の漏洩

当社は、企業の文書・磁気テープ・フィルム等情報記録媒体の保管等を行っており、最新鋭のセキュリティシステムの導入及び関係部署における情報セキュリティマネジメントの国際規格ISO27001の認証取得など、情報記録媒体の管理・保護には万全を期す体制を整備しております。さらに、ISO27001については外部審査機関による継続審査を通じて体制の維持・改善を図っております。しかし、万一個人情報などの重要な情報の漏洩が発生した場合には、社会的信用の低下のほか、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらは当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示したものであり、これらに限定されるものではありません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に係る会計方針及び見積りについては、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 当連結会計年度末の財政状態の分析

資産合計は、借入金の返済等により「現金及び預金」が減少しましたが、株式相場の上昇に伴い「投資有価証券」が増加したこと等により、前期末比1.7%増の3,057億51百万円となりました。また、負債合計は、投資有価証券の評価差額に係る「繰延税金負債」が増加しましたが、借入金の返済等による減少がそれを上回り、前期末比3.2%減の1,269億15百万円となりました。純資産合計は、株式相場の上昇に伴う「その他有価証券評価差額金」の増加及び親会社株主に帰属する当期純利益の計上に伴う「利益剰余金」の増加等により、前期末比5.5%増の1,788億36百万円となりました。

(3) 当連結会計年度の経営成績の分析

①営業収益

物流事業では、前期に竣工した新規施設が通期で寄与したことに加え、文書等情報記録媒体を中心に保管残高が堅調に推移したこと、eコマースに関連する輸送の取扱拡大などから、倉庫収入及び陸上運送収入は増収となりました。一方、前期比で円高基調となった為替相場の影響や中国経済の伸び悩みに伴うプロジェクト輸送の取扱減少等により国際輸送収入が減収となったことに加え、一般荷捌の減収により港湾運送収入が減収となりました。このため、物流事業全体の営業収益は前期比3億34百万円（△0.3%）減収の1,310億55百万円となりました。

海運事業では、海運市況悪化に伴い運賃が大幅に下落したことに加え、林産品やコンテナ貨物の取扱いが減少したほか、前期比で円高となったことにより、営業収益は前期比66億17百万円（△20.8%）減収の251億83百万円となりました。

不動産事業では、埼玉県戸田市の商業施設が竣工したほか、東京都荒川区において賃貸用不動産物件を取得するなど、首都圏の事業基盤を強化し、営業収益は前期比1億54百万円（1.5%）増収の101億72百万円となりました。

この結果、営業収益全体では、前期比70億円（△4.1%）減収の1,652億56百万円となりました。

②営業原価、販売費及び一般管理費

営業収益の減収に伴い作業諸費が減少したことなどから、営業原価は前期比52億42百万円（△3.5%）減少の1,462億64百万円、販売費及び一般管理費は前期比1億80百万円（△1.8%）減少の98億2百万円となりました。

③営業利益

営業収益の減収により、営業利益は前期比15億円78百万円（△14.7%）減益の91億89百万円となりました。

④営業外損益

持分法による投資利益及び受取配当金の増加などから、営業外損益は前期比1億21百万円の改善となりました。

⑤経常利益

営業外損益は改善したものの、営業利益が減益となったことから、経常利益は前期比14億56百万円（△11.4%）減益の113億27百万円となりました。

⑥特別損益

特別利益に受取補償金を計上したことなどから、特別損益は前期比4億84百万円の改善となりました。

⑦親会社株主に帰属する当期純利益

特別損益は改善したものの、経常利益が減益となったことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比2億80百万円（△3.5%）減益の78億2百万円となりました。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益及び減価償却による資金の留保等により166億29百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の払戻による収入はあったものの、有形固定資産の取得による支出等により63億3百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済及び配当金の支払い等により、92億34百万円の減少となりました。これらのキャッシュ・フローに「現金及び現金同等物に係る換算差額」（△4億80百万円）を加えた全体で6億11百万円の増加となり、現金及び現金同等物の当期末残高は、245億59百万円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度に119億19百万円の設備投資（有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含む）を実施しました。

セグメントごとの設備投資は、次のとおりであります。

（物流事業）

当セグメントの設備投資額は59億13百万円となりました。主なものは当社による倉庫用土地取得、タイの連結子会社による倉庫建物建設工事であります。なお、タイの連結子会社において実施していたレムチャバン地区における倉庫建物建設工事は平成28年10月に完了いたしました。

（海運事業）

当セグメントの設備投資額は5億10百万円となりました。

（不動産事業）

当セグメントの設備投資額は51億41百万円となりました。主なものは当社による賃貸用医療施設取得、賃貸用共同住宅取得、賃貸用商業施設建設工事であります。なお、当社において実施していた埼玉県戸田市における賃貸用商業施設建設工事は平成28年4月に完了いたしました。

（全社）

当セグメントの設備投資額は3億54百万円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	借地権	その他	合計	
本店 (大阪市北区)	物流事業 不動産事業 全社	倉庫施設 賃貸施設 社宅・寮建物	[21,936] 54,995 (7,436)	[7,989] 9,894	[48] 55	[37] 140	[1,248] 3,423	[13] 1,887	- 1,236	[9,336] 16,638	131
本店 (東京都港区)	物流事業 不動産事業 全社	倉庫施設 賃貸施設	[75,962] 130,325 -	[22,909] 23,151	[108] 108	[126] 154	[6,115] 7,427	- -	- 85	[29,260] 30,928	154
大阪支店 (大阪市港区)	物流事業	倉庫施設 港湾荷捌施設	[36,966] 132,188 (89,562)	[1,372] 12,689	[9] 689	[0] 64	[3,149] 15,102	[80] 179	- 45	[4,612] 28,771	120
神戸支店 (神戸市中央区)	物流事業	倉庫施設 港湾荷捌施設	[8,836] 26,043 (84,947)	[670] 1,979	[0] 77	[0] 17	[1,261] 2,480	[68] 1,466	- 1	[2,000] 6,022	91
東京支店 (東京都港区)	物流事業	倉庫施設 港湾荷捌施設	[9,887] 106,189 (142,902)	[194] 9,900	[0] 1,110	[0] 135	[1,176] 8,620	- 675	- 1	[1,371] 20,444	110
横浜支店 (横浜市中区)	物流事業	倉庫施設 港湾荷捌施設	[20,308] 43,863 (85,932)	[421] 4,268	[8] 356	[0] 57	[502] 4,245	- 475	- 71	[933] 9,475	92
名古屋支店 (名古屋市中区)	物流事業	倉庫施設 港湾荷捌施設	[14,904] 61,834 (13,605)	[271] 1,044	[0] 54	[0] 7	[937] 2,948	[24] 27	- -	[1,233] 4,081	41
合計			[188,799] 555,438 (424,384)	[33,829] 62,928	[175] 2,452	[164] 577	[14,392] 44,249	[186] 4,711	- 1,442	[48,749] 116,362	739

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、建設仮勘定、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定であります。
2. 上記土地面積及び帳簿価額のうち、[]内の数字は連結子会社以外へ賃貸しているもので内書きしております。
3. 上記土地面積のうち、()内の数字は連結子会社以外から賃借しているもので外書きしております。
なお、賃借料の年額は1,456百万円であります。
4. 当社から連結子会社へ賃貸している主要な設備は、以下のとおりであります。
- 国内子会社 遠州トラック㈱ ……静岡県掛川市倉庫建物 (19,964㎡ 帳簿価額755百万円)
住友倉庫九州㈱ ……福岡県久留米市土地 (14,149㎡ 帳簿価額517百万円)
- 在外子会社 Sumitomo Warehouse (U.S.A.), Inc.
……………米国・ロスアンゼルス土地 (29,177㎡ 帳簿価額1,000百万円)
Sumitomo Warehouse (Europe) GmbH
……………ベルギー・アントワープ土地 (24,549㎡ 帳簿価額311百万円)
同倉庫建物 (10,620㎡ 帳簿価額169百万円)

(2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

子会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	借地権	その他	合計	
遠州トラック(株) (静岡県袋井市)	物流事業	倉庫施設	201,276 (94,691)	3,329	95	83	8,620	114	-	12,243	656 [190]
	不動産事業	賃貸施設	35,756 (5,800)	21	1	0	2,326	-	-	2,349	3 [1]
住友倉庫九州(株) (福岡市博多区)	物流事業	倉庫施設	19,337 (9,483)	1,097	24	7	1,628	-	2	2,761	39 [4]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。
2. 上記土地面積のうち、()内の数字は連結会社以外から賃借しているもので外書きしております。
3. 上記従業員数のうち、[]内の数字は臨時従業員の人数で外書きしております。

(3) 在外子会社

平成29年3月31日現在

子会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	土地面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)							従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	船舶	工具、器具 及び備品	土地	借地権	その他		合計
Sumitomo Warehouse (Singapore) Pte Ltd (シンガポール)	物流事業	倉庫施設	- (38,494)	500	177	-	1	-	-	-	679	104
住友倉儲(中国) 有限公司 (中国・上海)	物流事業	倉庫施設	- (40,659)	1,750	91	-	73	-	593	-	2,508	145
SW Maritime 1, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	-	-	-	1,584	-	-	-	-	1,584	-
SW Maritime 2, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	-	-	-	1,602	-	-	-	-	1,602	-
SW Maritime 3, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	-	-	-	1,700	-	-	-	-	1,700	-
SW Maritime 4, Inc. (パナマ)	海運事業	船舶	-	-	-	1,836	-	-	-	-	1,836	-

(注) 上記土地面積のうち、()内の数字は連結会社以外から賃借しているもので外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループにおける重要な設備の改修の計画は、以下のとおりであります。

重要な設備の改修

会社名	事業所名	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額	既支払額		着手	完了
住友倉庫	本店	不動産事業	賃貸用オフィスビル改修工事	711	-	自己資金	平成29年4月	平成30年3月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	395,872,000
計	395,872,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	195,936,231	195,936,231	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	195,936,231	195,936,231	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

なお、2006年度ストックオプション新株予約権は、平成29年2月13日をもって行使期間満了となり、消滅しました。

2007年度ストックオプション新株予約権(平成19年12月17日発行)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	106	91
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106,000 (1個につき1,000株)	91,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき618	同左
新株予約権の行使期間	平成21年11月30日 ～平成29年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 618 資本組入額 309(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権 を放棄した場合には、新株 予約権を行使することがで きないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される
資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2008年度ストックオプション新株予約権（平成20年9月16日発行）

	事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年5月31日）
新株予約権の数（個）	47	47
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	47,000 （1個につき1,000株）	47,000 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき434	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月30日 ～平成30年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 434 資本組入額 217（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2010年度ストックオプション新株予約権(平成22年11月22日発行)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (1個につき1,000株)	20,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき419	同左
新株予約権の行使期間	平成24年11月6日 ～平成32年11月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 419 資本組入額 210(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注)1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2011年度ストックオプション新株予約権（平成23年11月24日発行）

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数（個）	21	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	21,000 (1個につき1,000株)	21,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき355	同左
新株予約権の行使期間	平成25年11月8日 ～平成33年11月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 355 資本組入額 178（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2012年度ストックオプション新株予約権(平成24年9月18日発行)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (1個につき1,000株)	20,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき354	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月31日 ～平成34年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 354 資本組入額 177(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2013年度ストックオプション新株予約権（平成25年9月17日発行）

	事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年5月31日）
新株予約権の数（個）	125	125
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	125,000 （1個につき1,000株）	125,000 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき620	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月30日 ～平成35年8月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 620 資本組入額 310（注）1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2	同左

（注）1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

3. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2014年度ストックオプション新株予約権(平成26年9月18日発行)

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	115	115
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	115,000 (1個につき1,000株)	115,000 (1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき563	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月29日 ～平成36年8月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 563 資本組入額 282(注)1	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2	同左

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

2. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数（株）」に準じて決定します。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額（円）」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - ⑧新株予約権の取得条項
下記(注)3.の新株予約権の取得条項に準じて決定します。
 - ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
3. 新株予約権の取得条項
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2015年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権（平成27年9月16日発行）

	事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年5月31日）
新株予約権の数（個）	115（注）1	115（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	115,000（注）1 （1個につき1,000株）	115,000（注）1 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	平成30年9月17日 ～平成47年9月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 564 資本組入額 282（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とします。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものとします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用するものとします。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が行使できる新株予約権の個数は、以下に記載の株価条件に従い制限されます。

〔株価条件〕

（ア）当社株価成長率がTOPIX（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合には、割り当てられた新株予約権すべてを行使することができる。

当社株価成長率（g）及びTOPIX成長率（g_{TOPIX}）は、次に定める計算式により算出する。ただし、当社が、割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする当社普通株式についての株式分割又は株式併合を行い、当社株価の連続性が保たれなくなった場合には、当社は、当社株価成長率の算定に用いる数値を、株式分割又は株式併合の比率等に応じ、合理的な範囲で適切に調整することができる。また、上記のほか、当社が割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて当社株価成長率の算定に用いる数値の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲でこれを適切に調整することができる。

$$g = (a + b) \div c$$

a : 割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

b : 割当日後3年間ににおける当社普通株式1株当たりの配当金の総額

c : 割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

$$g_{\text{TOPIX}} = d \div e$$

d : 割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

e : 割当日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

(イ) 当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、行使することができる新株予約権の個数(X)を次の計算式により算出し、1個未満の端数は切り捨てる。

$$X = Y \times g \div g_{\text{TOPIX}}$$

Y : 割り当てられた新株予約権の個数

g : 当社株価成長率

g_{TOPIX} : TOPIX成長率

②新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）2. に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記（注）5. に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定します。

5. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権（平成28年9月20日発行）

	事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年5月31日）
新株予約権の数（個）	145（注）1	145（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	145,000（注）1 （1個につき1,000株）	145,000（注）1 （1個につき1,000株）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株につき1	同左
新株予約権の行使期間	平成31年9月21日 ～平成48年9月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 484 資本組入額 242（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とします。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用するものとします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用するものとします。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

3. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が行使できる新株予約権の個数は、以下に記載の株価条件に従い制限されます。

[株価条件]

（ア）当社株価成長率がTOPIX（東証株価指数）成長率と同じか、これを上回った場合には、割り当てられた新株予約権すべてを行使することができる。

当社株価成長率（g）及びTOPIX成長率（g_{TOPIX}）は、次に定める計算式により算出する。ただし、当社が、割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日とする当社普通株式についての株式分割又は株式併合を行い、当社株価の連続性が保たれなくなった場合には、当社は、当社株価成長率の算定に用いる数値を、株式分割又は株式併合の比率等に応じ、合理的な範囲で適切に調整することができる。また、上記のほか、当社が割当日の属する月の直前3か月の初日後の日を効力発生日と

する合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて当社株価成長率の算定に用いる数値の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲でこれを適切に調整することができる。

$$g = (a + b) \div c$$

a : 割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

b : 割当日後3年間に於ける当社普通株式1株当たりの配当金の総額

c : 割当日の属する月の直前3か月の各日の東京証券取引所における当社普通株式の終値平均値

$$g_{\text{TOPIX}} = d \div e$$

d : 割当日から3年を経過する日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

e : 割当日の属する月の直前3か月の各日のTOPIXの終値平均値

(イ) 当社株価成長率がTOPIX成長率を下回った場合には、行使することができる新株予約権の個数(X)を次の計算式により算出し、1個未満の端数は切り捨てる。

$$X = Y \times g \div g_{\text{TOPIX}}$$

Y : 割り当てられた新株予約権の個数

g : 当社株価成長率

g_{TOPIX} : TOPIX成長率

②新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

4. 組織再編における再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）2. に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

下記（注）5. に準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

上記（注）3. に準じて決定します。

5. 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

- ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年4月1日 ～平成20年3月31日 (注)1	2,372,961	195,936,231	552	21,822	552	18,655

(注) 1. 新株予約権付社債に付された新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 平成29年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ6,900百万円減少させ、その合計額である13,800百万円をその他資本剰余金に振り替えることを決議し、同日付で実施しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	55	19	113	163	3	5,457	5,810	—
所有株式数(単元)	—	56,686	1,481	59,434	39,519	18	38,328	195,466	470,231
所有株式数の割合(%)	—	29.00	0.76	30.40	20.22	0.01	19.61	100.00	—

(注) 1. 自己株式17,182,323株は「個人その他」の欄に17,182単元及び「単元未満株式の状況」の欄に323株を含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	15,708	8.02
大和ハウス工業株式会社	大阪市北区梅田三丁目3番5号	10,000	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,074	4.63
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	6,634	3.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	5,974	3.05
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	5,081	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会 社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,827	1.95
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	3,591	1.83
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	3,550	1.81
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	3,381	1.73
計	—	66,821	34.10

- (注) 1. 当社は、自己株式17,182,323株を保有していますが、上記の大株主から除外しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)の所有株式は、信託業務に係るものであります。
3. 三井住友信託銀行株式会社から平成26年7月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年7月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、上記大株主の状況に記載した三井住友信託銀行株式会社の所有株式数5,081千株を除き、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書に基づく、所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	8,187	4.18
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	1,714	0.87
計	—	9,901	5.05

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 17,203,000	—	単元株式数1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 178,263,000	178,263	同上
単元未満株式	普通株式 470,231	—	—
発行済株式総数	195,936,231	—	—
総株主の議決権	—	178,263	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株 (議決権5個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、住和港運株式会社所有の相互保有株式200株及び当社保有の自己株式323株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社住友倉庫	大阪市北区中之島 三丁目2番18号	17,182,000	—	17,182,000	8.77
住和港運株式会社	大阪市西区安治川 二丁目1番11号	21,000	—	21,000	0.01
計	—	17,203,000	—	17,203,000	8.78

(9) 【ストックオプション制度の内容】

2006年度ストックオプション新株予約権は、平成29年2月13日をもって行使期間満了となり、消滅しました。

2007年度ストックオプション新株予約権（平成19年12月17日発行）

決議年月日	平成19年11月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	125,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2008年度ストックオプション新株予約権（平成20年9月16日発行）

決議年月日	平成20年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	150,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2010年度ストックオプション新株予約権（平成22年11月22日発行）

決議年月日	平成22年11月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	140,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2011年度ストックオプション新株予約権（平成23年11月24日発行）

決議年月日	平成23年11月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	125,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2012年度ストックオプション新株予約権（平成24年9月18日発行）

決議年月日	平成24年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	125,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2013年度ストックオプション新株予約権（平成25年9月17日発行）

決議年月日	平成25年8月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数（株）	125,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2014年度ストックオプション新株予約権（平成26年9月18日発行）

決議年月日	平成26年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	125,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2015年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権（平成27年9月16日発行）

決議年月日	平成27年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 5名 当社取締役を兼務しない執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	115,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権（平成28年9月20日発行）

決議年月日	平成28年8月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 5名 当社取締役を兼務しない執行役員 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
株式の数(株)	145,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおり

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	7,308	4,231,494
当期間における取得自己株式	1,260	865,344

(注) 当期間における取得自己株式には平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 1、2	39,000	16,616,000	15,000	9,270,000
保有自己株式数 (注) 3	17,182,323	—	17,168,583	—

(注) 1. 新株予約権の権利行使による売渡しであります。

2. 当期間の株式数及び処分価額の総額には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに処分した株式数及びその価額は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡し並びに新株予約権の権利行使による株式数の増減は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、平成30年3月期を初年度とする新中期経営計画において資本政策に関する基本方針を定めました。剰余金の配当については連結配当性向35%を目安に実施することとし、また、利益水準にかかわらず、1株につき15円の年間配当金額を維持することを目標といたしました。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としており、これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第140期の剰余金の配当につきましては、期末配当金は1株につき8円50銭とすることとなりました。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき15円50銭となります。

内部留保につきましては、今後、企業価値向上を図るための投資等に充当するものとし、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、第140期の剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年11月8日 取締役会決議	1,251	7.0
平成29年6月28日 定時株主総会決議	1,519	8.5

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第136期	第137期	第138期	第139期	第140期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	669	743	718	732	686
最低(円)	319	473	460	512	471

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	564	599	635	638	658	686
最低(円)	539	488	581	592	578	611

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

男性12名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会 長		安 部 正 一	昭和15年 9月20日生	昭和38. 4 入社 平成4. 6 横浜支店長 6. 6 取締役横浜支店長 9. 6 代表取締役常務取締役 12. 6 代表取締役社長 22. 6 代表取締役社長 社長執行役員 27. 6 代表取締役会長 (現在)	(注) 3	50
代表取締役 社 長	社 長 執行役員	小 野 孝 則	昭和28年 12月19日生	昭和52. 4 入社 平成18. 6 国際プロジェクト室長 22. 6 執行役員営業開発部長 24. 6 執行役員営業開発部長兼 国際プロジェクト室長 25. 6 取締役常務執行役員 27. 6 代表取締役社長 社長執行役員 (現在)	(注) 3	36
代表取締役	専 務 執行役員	間 嶋 弘	昭和27年 9月7日生	昭和51. 4 入社 平成18. 6 総務部長 22. 6 執行役員総務部長 22. 10 執行役員総務部長兼東京総務部長 25. 6 取締役常務執行役員 27. 6 代表取締役専務執行役員 (現在)	(注) 3	47
取 締 役	常 務 執行役員	小 林 雅 行	昭和25年 6月3日生	昭和50. 4 入社 平成17. 6 名古屋支店長 19. 6 大阪港支店長 22. 4 大阪支店長兼大阪港支店長 22. 6 執行役員大阪支店長兼大阪港支店 長 22. 10 執行役員大阪支店長 27. 6 取締役常務執行役員 (現在)	(注) 3	21
取 締 役	常 務 執行役員	小 河 原 弘 之	昭和27年 3月25日生	昭和51. 11 入社 平成19. 1 Union Services (S'pore) Pte Ltd社長 23. 6 執行役員本店支配人兼Union Services (S'pore) Pte Ltd社長 25. 6 執行役員横浜支店長 27. 6 取締役常務執行役員 (現在)	(注) 3	21
取 締 役		河 内 悠 紀	昭和15年 2月14日生	昭和41. 4 検事任官 平成11. 12 仙台高等検察庁検事長 13. 11 名古屋高等検察庁検事長 14. 6 大阪高等検察庁検事長 15. 3 弁護士登録 15. 6 監査役 27. 6 取締役 (現在)	(注) 3	—
取 締 役		山 口 修 司	昭和31年 12月27日生	昭和57. 4 弁護士登録 62. 4 英国クライド・アンド・カンパニ ー法律事務所所属 平成2. 9 岡部・山口法律事務所開設 22. 1 岡部・山口法律事務所代表 (現 在) 26. 4 法務省法制審議会商法 (運送・海 商関係) 部会委員 26. 6 監査役 29. 6 取締役 (現在)	(注) 3	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		矢吹 治	昭和26年 3月19日生	昭和48. 4 入社 平成14. 6 総務部長 16. 6 取締役総務部長 17. 6 取締役退任 執行役員総務部長 18. 6 執行役員神戸支店長 20. 6 取締役執行役員神戸支店長 21. 6 代表取締役常務取締役 22. 6 代表取締役常務執行役員 25. 6 代表取締役専務執行役員 27. 6 監査役 (常勤) (現在)	(注) 4	44
監査役 (常勤)		井上 正明	昭和28年 1月19日生	昭和51. 4 入社 平成19. 6 遠州トラック株式会社 取締役 専務執行役員 管理本部長 27. 6 執行役員監査部長 29. 6 監査役 (常勤) (現在)	(注) 5	23
監査役		馬淵 睦夫	昭和21年 1月21日生	昭和43. 4 外務省入省 平成12. 4 駐キューバ特命全権大使 15. 5 財団法人国際開発高等教育機構 専務理事 17. 10 駐ウクライナ特命全権大使 17. 11 駐ウクライナ特命全権大使兼 駐モルドバ特命全権大使 20. 11 防衛大学校教授 24. 6 監査役 (現在)	(注) 6	—
監査役		荒木 喜代志	昭和24年 6月24日生	昭和47. 4 外務省入省 平成18. 7 駐スリランカ特命全権大使 21. 4 国際テロ対策協力担当大使 21. 10 生物多様性条約第10回締約国会議 担当大使 23. 3 駐トルコ特命全権大使 25. 12 外務省参与 (現在) 27. 6 監査役 (現在)	(注) 4	—
監査役		高橋 和人	昭和38年 10月8日生	昭和62. 4 株式会社八王子そごう入社 63. 7 八王子市役所入所 平成5. 10 中央監査法人入所 9. 4 公認会計士登録 19. 8 あずさ監査法人入所 28. 7 高橋和人公認会計士事務所開設 (現在) 28. 8 税理士登録 29. 6 監査役 (現在)	(注) 5	—
計						244

- (注) 1. 取締役河内悠紀及び山口修司は、社外取締役であります。
2. 監査役馬淵睦夫、荒木喜代志及び高橋和人は、社外監査役であります。
3. 平成29年6月28日開催の定時株主総会選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成27年6月24日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成29年6月28日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 平成28年6月28日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

7. 当社では、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、上記の取締役小野孝則、間嶋 弘、小林雅行及び小河原弘之の4名のほか、常務執行役員 藤村成一及び野本 純、執行役員センワマリタイムエージェンシー株式会社社長 佐野圭一、同大阪支店長 古川茂樹、同大阪梱包運輸株式会社社長 石井昌久、同ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社社長 江口忠衛、同経理部長 角谷曜雄、同グローバル・ロジスティクス営業部長 岩澤修一、同横浜支店長 宗 克典の9名を合わせ、計13名で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを、当社の経営を規律し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための重要な経営課題と位置付けており、これまで社外取締役の選任、取締役数の削減、執行役員制度の導入、取締役の任期短縮及び社外取締役の複数名選任など、経営組織の改革を行ってまいりました。引き続き、監査役による監査機能を重視するとともに、内部監査組織の充実を図り、コンプライアンス、リスク管理及び財務報告に係る内部統制体制の整備を推進し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化・充実に取り組んでまいります。

②企業統治の体制

(1) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、経営管理組織としては、取締役会、監査役会、常務会及び執行役員会があります。

取締役会は、執行役員制度の導入により少人数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しております。経営監督機能及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るため平成27年6月24日開催の定時株主総会の決議により社外取締役を1名から2名に増員したほか、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べております。また、取締役の責任をより一層明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更しております。

監査役会は、監査の方針、監査の計画、監査の方法、その他監査役の職務執行に関する事項について定めるとともに、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い又は決議しております。また、経営に関する監査機能を一層強化するため、社外監査役3名を選任しているとともに、常勤の監査役を2名体制としております。監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う組織として監査役室を設置し、専任者を2名置いております。

平成29年6月28日開催の定時株主総会後における取締役は7名（内、社外取締役2名）、監査役は5名（内、社外監査役3名）であります。

常務会は、常務執行役員以上で構成し、取締役会付議議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図っており、原則として月2回開催しております。

執行役員会は、原則として月1回開催し、執行役員のほか、執行役員に就かない本店支配人、部長・室長及び支店長並びに常勤の監査役で構成し、取締役会付議事項等の重要事項の伝達及び業務執行にかかわる重要な事項についての意見交換等を行っております。

上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施しております。なお、内部監査については、会社業務全般の内部監査並びに内部統制及びその監査等に関する事項を管掌する監査部を設置し、実施しております。

(2) 上記体制を採用する理由

当社は、(1)企業統治の体制の概要に記載のとおり監査役設置会社制度を採用し、独立性を有する社外取締役を複数名選任するほか、監査役による監査機能を重視することが、当社の経営を規律し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための現時点における最適な企業統治の体制であると考えております。

(3) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

監査部に内部統制の推進及び監査等並びに内部統制及びその監査等に関する調査研究を分掌事項とする「内部統制課」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制に関する取組みを強化しております。

当社は、コンプライアンス委員会の活動を基軸としてコンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制に取り組んでまいりました。委員会はこれまで「住友倉庫企業行動指針」「住友倉庫企業行動基準」「コンプライアンス規則」「リスク管理規則」「内部統制システム構築の基本方針」「情報開示及びインサイダー取引防止規程」及び「情報資産管理規程」等を立案し、これらはいずれも取締役会の決議を経て制定されました。

また、コンプライアンスに係る問題について報告、相談できる制度として通報先を社内窓口及び社外の複数の弁護士とするヘルプラインを設置しております。

さらにコンプライアンスに係る上記指針、基準及び報告・相談体制等、当社のコンプライアンスに関する事項を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、これを社内に配付するとともに説明会を開催し、周知・徹底を図っております。

当社の経営上のリスクについては、リスク管理に関する基本方針等を定めたリスク管理規則に基づき、各店部にリスク管理責任者とこれを補佐するリスク管理者を置いております。また、今後発生が予想されるリスクを抽出し、これに基づくリスクマップを作成したうえで、対処の優先度の高いリスクを重点項目として選定し、対応策を策定するなど、その管理体制の整備を図っております。これに加えて、法務、税務等に係る重要な問題については、適宜弁護士、税理士等、外部の専門家の指導、助言を受け、対応しております。

さらに内部統制システム及びリスク管理体制の整備のための取組みを一層強化するため、コンプライアンス委員会の改組について検討を進め、取締役会の決議に基づき、社長を委員長とするCSR委員会を発足させました。CSR委員会は、当社のコンプライアンス、リスク管理、財務報告に係る内部統制、環境保全及び当社が提供するサービスの品質改善等に関する諸施策を推進することにより、企業価値の向上を図り、企業の社会的責任を果たすことを目的とし、委員長のもと、担当役員を副委員長とし、関係部の部長を委員として構成しており、活発に活動を進めております。

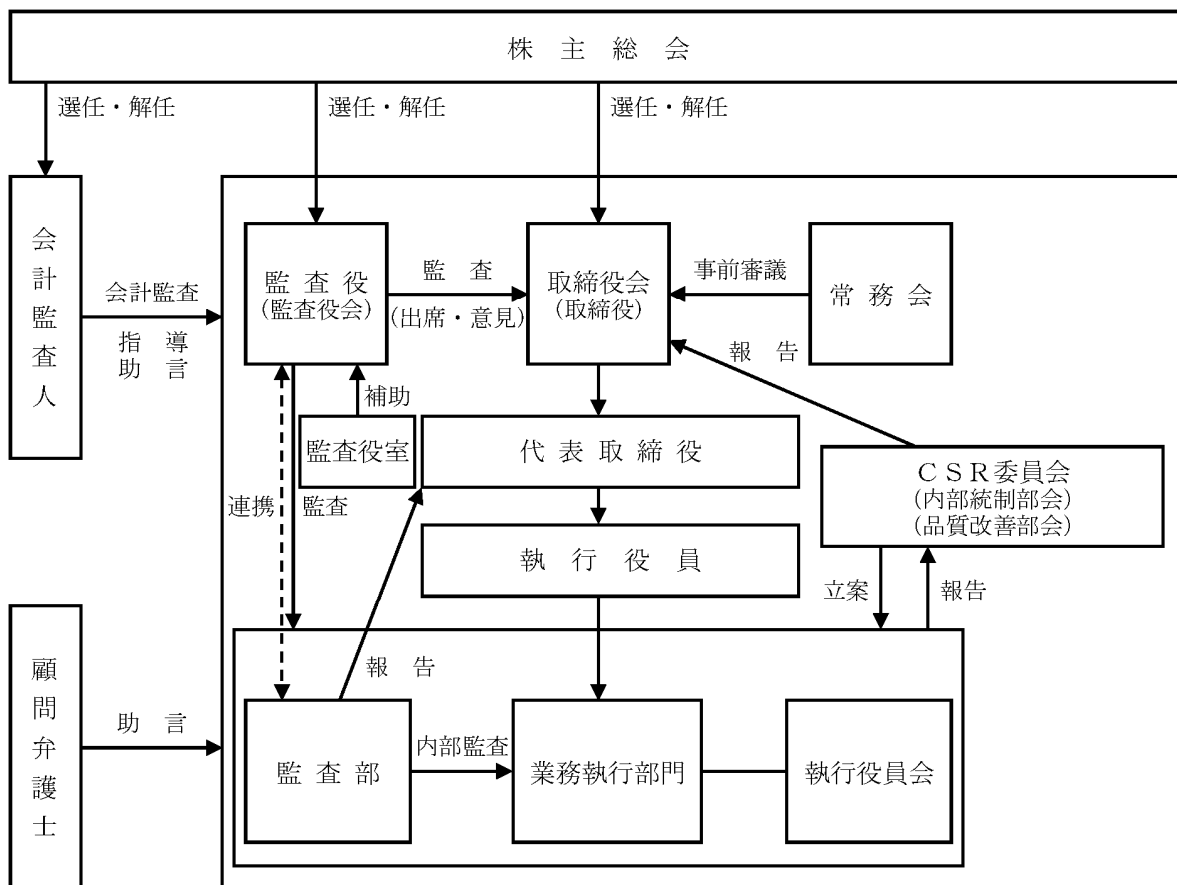
(4) 当社子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の業績及び財務状況に関する情報について定期的に報告を受けるとともに、当該子会社において経営上重要な事項を決定する場合又は業務上重要な事項が発生した場合は、当社への報告が行われる又は必要に応じ当社への事前協議等が行われる体制を構築しております。また、当社の取締役及び常勤の監査役等並びに主要な子会社の代表取締役等が出席する関係会社打合会を定期的に開催し、経営に関する重要な事項等について情報交換を行っております。さらに当社及び主要な子会社の取締役等が出席する内部統制連絡会を定期的に開催し、法令遵守及び法令の制定・改廃等に関する情報交換を行っております。

当社は子会社の経営の自主性及び独立性を前提としつつ、子会社の適正な管理を図るために関係会社管理要領を制定するほか、当社及び当社子会社における資金を有効活用するなど、経営の効率性向上に努めております。

また、当社は当社及び当社子会社において不測の事態や危機が発生した場合の報告体制、対応要領等を整備しているほか、監査部は当社及び主要な子会社のリスク管理及びコンプライアンスに関する事項についての内部監査を実施しております。

③業務執行、経営監視及び内部統制の仕組み



④業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月22日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決議しましたが、金融商品取引法の施行等に伴い内容の更なる充実を図ることとし、平成20年3月26日開催の取締役会において同方針の一部改正を決議しました。平成22年6月29日開催の取締役会においては執行役員制度の変更に伴う一部改正、平成27年4月30日開催の取締役会においては改正会社法等の施行等に伴う一部改正、平成28年6月28日開催の取締役会においては監査役室の新設等に伴う一部改正を決議しました。この有価証券報告書提出日現在の同方針の概要は次のとおりであります。

(1) 当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款等に適合することを確保するための体制

当社グループは、事業活動を推進するにあたり、法令遵守はもとより、社会規範及び企業倫理に則った公正かつ適正な経営を実現するとともに、その透明性を高め、将来にわたり社会的責任を果たすことができるよう、以下の諸施策を実施する。

- i 当社はコンプライアンス規則、住友倉庫企業行動指針、住友倉庫企業行動基準及びコンプライアンス・マニュアルを定め、当社の業務に従事するすべての者は、法令、社内規則、社会規範及び企業倫理を遵守する。
- ii 当社はCSR委員会を設置し、コンプライアンスに関する社内規則等の立案を行い取締役会に付議するほか、関係部署と連携してコンプライアンスに関する教育・研修を充実させるなど、取締役及び従業員に対しその周知、徹底を図る。

- iii 当社は、独立性を有する社外取締役を選任することにより、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能の更なる強化を図る。
 - iv 当社は、当社及び主要な子会社の取締役等が出席する内部統制連絡会を定期的に開催し、法令遵守及び法令の制定・改廃等に関する情報交換を行うなど、コンプライアンスに対する意識の向上に努める。
 - v 当社は、通報先を社内窓口及び社外の複数の弁護士とする内部通報制度を適正に運用することにより、コンプライアンスに係る問題について情報を早期に入手し、的確に対処する。子会社はその規模等に応じて、内部通報制度を適切に整備する。なお、当社グループは内部通報を行った者に対し、当該通報を行ったことを理由とする不利な取扱いは一切行わない。
 - vi 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- (2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- i 当社グループは、株主総会議事録、取締役会議事録のほか、取締役の重要な意思決定に関する情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、法令及び社内規則に基づき定められた期間、保存する。
 - ii 当該文書は、担当部署が適正に管理し、取締役及び監査役からの要請に備え常時検索及び閲覧可能な状態を維持する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- i 当社は、リスク管理規則において定められた基本方針等に基づき、当社グループの事業活動上のリスクに関する管理体制を整備する。
 - ii 当社は、当社グループの事業活動における重大なリスクが発生した場合には、速やかに担当部署を定め、可能な限り損失を回避するよう努める。
 - iii 当社は、当社グループにおいて不測の事態や危機が発生した場合の報告体制、対応要領等を整備する。
 - iv 監査部は、当社及び主要な子会社のリスク管理に関する事項についての内部監査を実施する。
- (4) 財務報告の基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制
- i 当社は、法令及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等の定めるところにより、財務報告を行う。
 - ii 取締役会及び監査役は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告プロセスの合理性及び内部統制システムの有効性に関して適切な監督及び監視を行う。
- (5) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 取締役会は、執行役員制度の導入により少人数の取締役で構成し、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役の職務執行状況を監督する。監査役は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べる。
 - ii 当社は、執行役員の業務執行上の職責に応じて役付執行役員を選定し、執行役員の業務執行機能の強化を図る。
 - iii 当社は、常務執行役員以上で構成する常務会を設置し、取締役会付議議案の事前の検討やその他経営上の重要事項の審議を行うなど、意思決定の一層の効率化を図る。
 - iv 上記の経営管理組織における決定に基づく業務執行については、取締役会決議に基づき役割を分担する執行役員等が、社内規則で定められた執行手続きにより効率的に実施する。
 - v 当社は、業務執行状況を適切に把握・管理し、経営資源配分の最適化を図る。

- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- i 当社の子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は、子会社の業績及び財務状況に関する情報について定期的に報告を受けるとともに、当該子会社において経営上重要な事項を決定する場合又は業務上重要な事項が発生した場合は、当社への報告が行われる又は必要に応じ当社への事前協議等が行われる体制を構築する。
 - イ. 当社は、当社の取締役及び常勤の監査役等並びに主要な子会社の代表取締役等が出席する関係会社打合会を定期的に開催し、各子会社の現況について報告させるとともに、経営に関する重要な事項等について情報交換を行う。
 - ii 当社の子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、子会社の統括及び指導を行う部署（以下、子会社担当部という）を設置する。監査部は適宜子会社の内部監査を行う。
 - イ. 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を前提としつつ、子会社の適正な管理を図るために関係会社管理要領を制定し、また当社グループ内の資金を有効活用するなど、当社グループの経営の効率性向上に努める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、その従業員の取締役からの独立性に関する事項及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う組織として監査役室を設置し、同室には専任者を置く。
 - ii 監査役室に所属する従業員の人事評価は常勤の監査役が行うとともに、異動等人事に関する事項については事前に常勤の監査役の同意を得る。
 - iii 監査役室に所属する従業員は、監査役の指揮命令に従うとともに、監査役の指示による調査権限を有する。
- (8) 監査役への報告に関する体制
- i 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告をするための体制
 - ア. 監査役は、取締役会のほか、当社の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び従業員からその職務の執行状況の報告を受ける。
 - イ. 取締役は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき又は従業員から当該事実の報告を受けたときには、これを直ちに監査役に報告する。
 - ii 当社の子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
 - ア. 子会社の取締役及び監査役は、当社の監査役から業務の執行状況に関する事項について報告を求められたときは適切な報告を行う。
 - イ. 当社は、子会社の取締役及び監査役が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき又は子会社の従業員から当該事実の報告を受けたときには、これを直ちに直接又は子会社担当部を通じて、当社の監査役に報告する体制を整備する。
 - iii 当社グループは、職制を通じて直接又は間接に当社の監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは一切行わない。
 - iv 監査役がその職務執行にあたり生ずる費用の前払等の請求を行った場合、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制

- i 監査役は、代表取締役と定期的に会合し、その経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題その他について意見を交換し、相互認識を深める。
- ii 監査役は、会計監査人と緊密な連携を保ち、監査方針及び監査計画について説明を受けるとともに、会計監査について随時報告を受け意見交換を行う。
- iii 監査部は、内部統制システムを含む内部監査結果について監査役に報告する。

⑤内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社は、会社業務全般の内部監査並びに内部統制及びその監査等に関する事項を管掌するための組織として「監査部」を設置しており、同部は「内部監査課」及び「内部統制課」の2課体制となっております。

監査部には専任のスタッフ4名を配置し、内部監査に関しては、関係諸法令や社内諸規則の遵守状況、業務遂行における基本や契約との適合性、現場管理の状況等、会社の業務全般にわたってその適否の点検及び審査を行い、必要に応じ是正措置を求めるなど、監査役並びに経理部及び総務部等とも連携して、内部統制の一層の強化に努めております。

監査役は、法令及び定款等に基づき、内部統制システムの整備状況及び業務の遂行状況に重点を置き監査を実施しているほか、必要に応じ国内外関係会社についても調査を行っております。また、取締役会のほか、当社の経営に関する重要な会議への出席等により、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況の報告を受けております。監査役監査については、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しているほか、必要に応じて主として監査部、経理部及び総務部等から説明を求めるなど、意思疎通を図っております。なお、監査役の業務補助及び監査役会の運営に関する事務を行う組織として監査役室を設置し、専任者を2名を置いております。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計に関する事項の監査を受けております。また、会計監査人は、主として経理部等に対して必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、財産及び損益の状況を監査しております。当期に業務を執行した有限責任 あずさ監査法人所属の公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	指定有限責任社員 業務執行社員 松本 学
	指定有限責任社員 業務執行社員 堀内 計尚
監査業務に係る補助者の構成	公認会計士等 17名

監査役及び会計監査人は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行い、また、会計監査人は監査状況を定期的に監査役に報告、説明し、必要に応じて情報交換を行い、業務を遂行しております。

監査役及び監査部は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行うとともに、監査部は内部監査実施の都度、内部統制システムに係る状況及びその他の監査結果について、監査役に報告しております。

社外においては、複数の顧問弁護士から、適宜、法的なアドバイスを受けております。また、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人からは、通常の会計監査を受けているほか、必要に応じて会計面での助言を受けております。

なお、監査役高橋和人は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑥社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

取締役河内悠紀と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は平成20年7月まで株式会社足利銀行の社外取締役に就任しておりました。当社は同行と金銭借入の取引があるものの、平成29年3月末における借入金額は当社連結借入金残高の1%未満であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、同氏は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の社外監査役に就任しておりますが、当社と同社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

取締役山口修司は、この有価証券報告書提出日現在において当社株式2千株を所有しておりますが、それ以外同氏と当社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は岡部・山口法律事務所の代表であります。当社は同法律事務所と物流業務及び法律相談等に関する取引があるものの、これらの平成29年3月期における取引額は、物流業務については当社連結営業収益の0.01%未満、法律相談等については同法律事務所の売上高の0.1%未満といずれも僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当該法律相談等については同氏が直接関与したのではなく、また当社は同法律事務所と顧問契約を締結しておりません。同氏は一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会の監事及び一般財団法人新日本検定協会の監事にそれぞれ就任しております。当社は一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会と事務用品費・会費支払等の取引、一般財団法人新日本検定協会と物流費用支払等の取引があるものの、平成29年3月期における取引額はいずれも各協会の総資産の1%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、同氏はザインエレクトロニクス株式会社の社外取締役（監査等委員）及び玉井商船株式会社の社外監査役にそれぞれ就任しておりますが、当社と各社との間には人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役馬渕睦夫と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は平成20年11月まで国家公務員でありました。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、平成29年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

監査役荒木喜代志と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は現在国家公務員であります。当社は国の行政機関である省庁と物流業務に関する取引があるものの、平成29年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

監査役高橋和人と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に在籍した経歴がありますが、当該在籍期間中において当社の監査業務には関わっておらず、また同監査法人を既に退所しております。当社は平成29年3月期において同監査法人と監査業務に関する取引があるものの、当該取引額は直近の事業年度における当社連結営業収益及び同監査法人の売上高に対して、いずれも0.1%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。なお、当社は有限責任 あずさ監査法人と同一のネットワークに属しているKPMG税理士法人にアドバイザー業務等を委託しておりますが、平成29年3月期における取引額は当社連結営業収益の0.01%未満と僅少であり、取引の規模及び性質に照らして株主及び投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

当社は、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行に関する経営監督機能の更なる強化を図るため、独立性を有する社外取締役を複数名選任するとともに、監査役の一層の機能強化を図るため、独立性を有する社外監査役を選任しております。取締役河内悠紀及び山口修司並びに監査役馬淵睦夫、荒木喜代志及び高橋和人は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

取締役河内悠紀は、仙台・名古屋・大阪各高等検察庁検事長及び弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、当社社外監査役及び社外取締役としての在任期間中、独立した立場からの確かな意見を述べ、その職責を十分に果たしてきました。同氏は当社の業務内容に精通していること、上記のとおり専門的な知識・経験を有していることから、引き続きこれらを当社の経営の監督に活かすため、同氏を社外取締役に選任しております。取締役山口修司は、弁護士として主に海事関係分野に関する専門的な知識・経験を有しており、当社社外監査役としての在任期間中、独立した立場からの確かな意見を述べ、その職責を十分に果たしてきました。同氏は当社の業務内容に精通していること、上記のとおり専門的な知識・経験を有していることから、今後はこれらを当社の経営の監督に活かすため、同氏を社外取締役に選任しております。監査役馬淵睦夫は、長年にわたり外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役に選任しております。監査役荒木喜代志は、長年にわたり外交官として培ってきた豊かな国際経験と幅広い知識・見識を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役に選任しております。監査役高橋和人は、公認会計士として主に財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営に関する監査機能を一層強化するため、同氏を社外監査役に選任しております。

当社は平成17年から社外取締役を選任するなど、社外監査役を含め、高い識見又は専門的知識等を有する外部の視点を取り入れることにより、当社の重要な業務執行に関する意思決定並びに経営監督の公正性及び透明性の強化、また、監査機能の充実を図ってまいりました。当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に際しては、会社法が定める社外性要件及び当社が株式を上場する金融商品取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を充たしていることに加え、当該社外取締役又は社外監査役が独立した客観的立場から当社の経営監督又は監査を行うために必要となる豊富な経験と専門的知識を有している者を選任することとしております。

社外取締役及び社外監査役が、取締役会に付議される議案について十分な検討を行えるよう、原則として資料を事前配付するほか、必要に応じて担当部が事前説明を行っております。また、社外取締役は取締役会等において、監査役及び内部統制部門等から適宜報告及び説明を受けることなどにより経営の監督を行っております。社外監査役及び会計監査人は、それぞれの年間計画の策定及び実施において情報交換を行うとともに、会計監査人は監査状況を定期的に社外監査役に報告、説明し、必要に応じて情報交換を行い、業務を遂行しております。監査部は内部監査実施の都度、内部統制システムに係る状況及びその他の監査結果について、社外監査役に報告しております。

⑦役員報酬等

(1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	364	313	51	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	61	61	—	—	—	2
社外役員	39	39	—	—	—	5

(注) 取締役の報酬限度額は、金銭による報酬等の額として月額33百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）及び株式報酬型ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額として年額60百万円（平成27年6月第138期定時株主総会決議）であります。また、監査役の報酬限度額は、月額8百万円（平成18年6月第129期定時株主総会決議）であります。

(2) 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			
				基本報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金
安部 正一	115	取締役	提出会社	101	14	—	—

(注) 連結報酬等の総額が100百万円以上である者に限定して記載しております。

(3) 役員の報酬等の額の決定に関する方針及び決定方法

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、固定報酬である金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成される一方、社外取締役及び監査役の報酬体系は、固定報酬である金銭報酬としております。

各取締役の金銭報酬は、役位及び職責等に応じ、当社の業績、経営環境及び経済情勢等を総合的に勘案し、決定します。また、株式報酬型ストックオプションは、当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、当社株価向上を指向する価値観を株主と共有することを目的とし、取締役（社外取締役を除く）に対する中長期的なインセンティブとなるものとして支給します。

また、各事業年度の取締役の報酬等の決定方法は、取締役会の決議によります。各監査役の報酬等は、監査役の協議により決定します。

なお、退職慰労金については、取締役及び監査役ともに平成17年6月開催の第128期定時株主総会終結の時をもって廃止しました。

⑧責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づいて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1千万円又は会社法に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とするものであります。

⑨取締役の定数

当社は取締役を3名以上置く旨、定款に定めております。

⑩取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任の決議要件について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨、定款に定めております。

⑪取締役会で決議できる株主総会決議事項

(1) 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行することを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

(2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨、定款に定めております。

⑫株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。

⑬株式の保有状況

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数	103銘柄
貸借対照表計上額の合計額	84,520百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産(株)	6,130,765	20,194	取引関係の維持・拡大のため
大和ハウス工業(株)	5,003,000	15,839	業務提携契約に基づく資本提携
ダイキン工業(株)	865,800	7,283	取引関係の維持・拡大のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	19,669,341	6,483	取引関係の維持・拡大のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	1,661,070	5,209	取引関係の維持・拡大のため
住友商事(株)	4,384,644	4,904	取引関係の維持・拡大のため
(株)三井住友フィナンシャルグループ	731,519	2,495	取引関係の維持・拡大のため
丸紅(株)	3,560,088	2,029	取引関係の維持・拡大のため
住友化学(株)	3,230,945	1,644	取引関係の維持・拡大のため
住友金属鉱山(株)	1,247,492	1,394	取引関係の維持・拡大のため
住友電気工業(株)	814,732	1,115	取引関係の維持・拡大のため
日本電気(株)	3,158,001	893	取引関係の維持・拡大のため
住友ゴム工業(株)	433,371	753	取引関係の維持・拡大のため
新日鐵住金(株)	343,691	743	取引関係の維持・拡大のため
ダイビル(株)	772,860	734	取引関係の維持・拡大のため
住友重機械工業(株)	1,539,347	715	取引関係の維持・拡大のため
住友大阪セメント(株)	856,911	378	取引関係の維持・拡大のため
(株)オートバックスセブン	197,700	375	取引関係の維持・拡大のため
日清紡ホールディングス(株)	297,000	354	取引関係の維持・拡大のため
(株)商船三井	1,474,574	337	取引関係の維持・拡大のため
大東港運(株)	796,000	286	取引関係の維持・拡大のため
オムロン(株)	82,309	275	取引関係の維持・拡大のため
美津濃(株)	511,500	265	取引関係の維持・拡大のため
住友林業(株)	196,266	253	取引関係の維持・拡大のため
(株)大和証券グループ本社	318,778	220	取引関係の維持・拡大のため
カシオ計算機(株)	69,047	156	取引関係の維持・拡大のため
日本管財(株)	75,814	134	取引関係の維持・拡大のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友林業(株)	820,000	1,060	議決権行使権限
(株)奥村組	1,494,000	888	議決権行使権限
住友不動産(株)	258,000	849	議決権行使権限

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産㈱	6,130,765	17,693	取引関係の維持・拡大のため
大和ハウス工業㈱	5,003,000	15,989	業務提携契約に基づく資本提携
ダイキン工業㈱	865,800	9,683	取引関係の維持・拡大のため
三井住友トラスト・ホールディングス㈱	1,966,934	7,592	取引関係の維持・拡大のため
住友商事㈱	4,384,644	6,566	取引関係の維持・拡大のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス㈱	1,661,070	5,880	取引関係の維持・拡大のため
㈱三井住友フィナンシャルグループ	731,519	2,958	取引関係の維持・拡大のため
丸紅㈱	3,560,088	2,440	取引関係の維持・拡大のため
住友化学㈱	3,230,945	2,009	取引関係の維持・拡大のため
住友金属鉱山㈱	1,247,492	1,975	取引関係の維持・拡大のため
住友電気工業㈱	814,732	1,503	取引関係の維持・拡大のため
住友重機械工業㈱	1,539,347	1,194	取引関係の維持・拡大のため
新日鐵住金㈱	343,691	881	取引関係の維持・拡大のため
日本電気㈱	3,158,001	846	取引関係の維持・拡大のため
住友ゴム工業㈱	433,371	822	取引関係の維持・拡大のため
ダイビル㈱	772,860	755	取引関係の維持・拡大のため
㈱商船三井	1,474,574	516	取引関係の維持・拡大のため
オムロン㈱	82,309	402	取引関係の維持・拡大のため
住友大阪セメント㈱	856,911	396	取引関係の維持・拡大のため
住友林業㈱	196,266	331	取引関係の維持・拡大のため
日清紡ホールディングス㈱	297,000	330	取引関係の維持・拡大のため
㈱オートバックスセブン	197,700	326	取引関係の維持・拡大のため
大東港運㈱	796,000	311	取引関係の維持・拡大のため
美津濃㈱	511,500	293	取引関係の維持・拡大のため
三精テクノロジーズ㈱	230,000	240	取引関係の維持・拡大のため
㈱大和証券グループ本社	318,778	216	取引関係の維持・拡大のため
日鉄住金物産㈱	34,844	163	取引関係の維持・拡大のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友林業㈱	820,000	1,385	議決権行使権限
㈱奥村組	1,494,000	1,009	議決権行使権限
住友不動産㈱	258,000	744	議決権行使権限

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

- (3) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	42	2	43	—
連結子会社	29	—	30	—
計	72	2	74	—

② 【その他重要な報酬の内容】

前連結会計年度

当社並びに当社の連結子会社であるWestwood Shipping Lines, Inc. 及びSumitomo Warehouse (Europe) GmbHは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、35百万円の監査報酬等を支払っております。

当連結会計年度

当社並びに当社の連結子会社であるWestwood Shipping Lines, Inc. 及びSumitomo Warehouse (Europe) GmbHは、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、35百万円の監査報酬等を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度において当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「社債発行に係るコンフォートレター作成業務」であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び第140期事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構が開催するセミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ ₂ 36,798	※ ₂ 30,933
受取手形及び営業未収入金	18,593	19,124
販売用不動産	36	41
仕掛品	23	16
繰延税金資産	907	787
その他	5,152	5,565
貸倒引当金	△102	△167
流動資産合計	61,409	56,300
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ ₁ 69,569	※ ₁ 71,838
機械装置及び運搬具（純額）	※ ₁ 4,122	※ ₁ 3,814
船舶（純額）	※ ₁ 7,354	※ ₁ 6,878
工具、器具及び備品（純額）	※ ₁ 1,019	※ ₁ 856
土地	49,424	54,230
建設仮勘定	3,156	253
その他（純額）	※ ₁ 711	※ ₁ 656
有形固定資産合計	※ ₂ 135,358	※ ₂ 138,527
無形固定資産		
のれん	3,030	2,492
借地権	5,519	5,444
ソフトウェア	1,314	1,012
その他	212	1,122
無形固定資産合計	10,075	10,071
投資その他の資産		
投資有価証券	※ ₂ , ※ ₅ 84,957	※ ₂ , ※ ₅ 92,382
長期貸付金	476	113
繰延税金資産	2,149	1,880
その他	6,382	6,724
貸倒引当金	△251	△248
投資その他の資産合計	93,714	100,852
固定資産合計	239,148	249,451
資産合計	300,558	305,751

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	11,353	12,155
1年内償還予定の社債	100	100
短期借入金	※2,※6 12,480	※2,※6 14,081
未払法人税等	2,215	1,819
賞与引当金	1,719	1,580
その他	6,069	5,733
流動負債合計	33,937	35,470
固定負債		
社債	25,100	25,000
長期借入金	※2,※6 41,010	※2,※6 33,179
繰延税金負債	19,280	21,530
退職給付に係る負債	2,853	2,872
役員退職慰労引当金	64	41
長期預り金	7,684	7,894
その他	1,174	925
固定負債合計	97,169	91,444
負債合計	131,106	126,915
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,822	21,822
資本剰余金	19,238	19,365
利益剰余金	88,782	93,910
自己株式	△8,952	△8,936
株主資本合計	120,891	126,162
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	36,224	41,253
繰延ヘッジ損益	△25	△10
為替換算調整勘定	4,598	3,231
退職給付に係る調整累計額	124	421
その他の包括利益累計額合計	40,921	44,896
新株予約権	163	197
非支配株主持分	7,474	7,579
純資産合計	169,451	178,836
負債純資産合計	300,558	305,751

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
倉庫収入	22,616	22,968
港湾運送収入	36,519	35,335
国際輸送収入	34,135	32,689
陸上運送収入	26,616	27,802
海運収入	31,634	25,024
物流施設賃貸収入	5,270	5,613
不動産賃貸収入	9,309	9,707
その他	6,154	6,114
営業収益合計	172,257	165,256
営業原価		
作業諸費	103,728	99,370
人件費	19,486	19,691
賃借料	10,458	10,124
租税公課	2,042	2,108
減価償却費	7,288	7,335
その他	8,501	7,633
営業原価合計	151,506	146,264
営業総利益	20,751	18,992
販売費及び一般管理費		
給料手当及び福利費	5,158	5,022
賞与引当金繰入額	484	323
退職給付費用	271	271
のれん償却額	486	435
その他	3,581	3,749
販売費及び一般管理費合計	9,982	9,802
営業利益	10,768	9,189
営業外収益		
受取利息	53	93
受取配当金	1,757	1,850
持分法による投資利益	181	384
その他	731	365
営業外収益合計	2,724	2,693
営業外費用		
支払利息	456	439
その他	251	115
営業外費用合計	707	555
経常利益	12,784	11,327

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	※1 61	※1 33
受取補償金	—	※2 401
為替換算調整勘定取崩益	32	—
新株予約権戻入益	—	32
特別利益合計	93	467
特別損失		
固定資産除却損	※3 156	※3 174
減損損失	※4 11	—
投資有価証券評価損	30	35
事業構造改善費用	※5 120	—
特別損失合計	319	209
税金等調整前当期純利益	12,559	11,586
法人税、住民税及び事業税	4,101	3,251
法人税等調整額	△167	202
法人税等合計	3,934	3,454
当期純利益	8,624	8,131
非支配株主に帰属する当期純利益	541	329
親会社株主に帰属する当期純利益	8,082	7,802

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	8,624	8,131
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△6,767	5,085
繰延ヘッジ損益	△30	25
為替換算調整勘定	△941	△1,194
退職給付に係る調整額	△133	301
持分法適用会社に対する持分相当額	△150	△273
その他の包括利益合計	* △8,022	* 3,945
包括利益	601	12,077
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	221	11,777
非支配株主に係る包括利益	380	300

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,822	19,159	83,175	△8,956	115,201
会計方針の変更による累積的影響額		△19	△152		△172
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,822	19,140	83,023	△8,956	115,029
当期変動額					
剰余金の配当			△2,323		△2,323
親会社株主に帰属する当期純利益			8,082		8,082
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		4		9	14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		93			93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	98	5,759	4	5,862
当期末残高	21,822	19,238	88,782	△8,952	120,891

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	42,945	△7	5,719	261	48,919	101	7,280	171,503
会計方針の変更による累積的影響額			△136		△136			△308
会計方針の変更を反映した当期首残高	42,945	△7	5,582	261	48,783	101	7,280	171,194
当期変動額								
剰余金の配当								△2,323
親会社株主に帰属する当期純利益								8,082
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								14
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								93
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,721	△18	△983	△137	△7,861	61	194	△7,605
当期変動額合計	△6,721	△18	△983	△137	△7,861	61	194	△1,743
当期末残高	36,224	△25	4,598	124	40,921	163	7,474	169,451

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,822	19,238	88,782	△8,952	120,891
会計方針の変更による累積的影響額			6		6
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,822	19,238	88,788	△8,952	120,897
当期変動額					
剰余金の配当			△2,680		△2,680
親会社株主に帰属する当期純利益			7,802		7,802
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△0		20	20
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		126			126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	126	5,121	15	5,264
当期末残高	21,822	19,365	93,910	△8,936	126,162

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	36,224	△25	4,598	124	40,921	163	7,474	169,451
会計方針の変更による累積的影響額							3	10
会計方針の変更を反映した当期首残高	36,224	△25	4,598	124	40,921	163	7,478	169,461
当期変動額								
剰余金の配当								△2,680
親会社株主に帰属する当期純利益								7,802
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								20
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								126
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,028	15	△1,367	297	3,974	33	101	4,110
当期変動額合計	5,028	15	△1,367	297	3,974	33	101	9,374
当期末残高	41,253	△10	3,231	421	44,896	197	7,579	178,836

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期純利益	12,559		11,586	
減価償却費	7,730		7,736	
減損損失	11		—	
受取補償金	—		△401	
新株予約権戻入益	—		△32	
のれん償却額	486		435	
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	32		62	
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△41		453	
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△27		△22	
賞与引当金の増減額 (△は減少)	137		△130	
受取利息及び受取配当金	△1,811		△1,943	
支払利息	456		439	
持分法による投資損益 (△は益)	△181		△384	
固定資産売却損益 (△は益)	△61		△33	
固定資産除却損	156		174	
投資有価証券評価損益 (△は益)	30		35	
為替換算調整勘定取崩益	△32		—	
売上債権の増減額 (△は増加)	594		△729	
仕入債務の増減額 (△は減少)	△818		963	
預り金の増減額 (△は減少)	△796		117	
その他	△423		488	
小計	18,002		18,812	
利息及び配当金の受取額	1,886		1,956	
利息の支払額	△460		△440	
補償金の受取額	—		401	
法人税等の支払額	△3,566		△4,100	
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,861		16,629	
投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の預入による支出	△14,337		△18,060	
定期預金の払戻による収入	6,499		24,454	
有形固定資産の取得による支出	△8,349		△11,626	
有形固定資産の売却による収入	205		46	
無形固定資産の取得による支出	△413		△950	
投資有価証券の取得による支出	△67		△65	
投資有価証券の売却による収入	2		43	
貸付けによる支出	△69		△93	
貸付金の回収による収入	37		36	
その他	38		△87	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,453		△6,303	

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	5,921	5,938
短期借入金の返済による支出	△6,326	△5,734
長期借入れによる収入	2,050	1,925
長期借入金の返済による支出	△8,639	△8,359
社債の発行による収入	13,000	—
社債の償還による支出	△100	△100
自己株式の売却による収入	11	16
自己株式の取得による支出	△5	△4
配当金の支払額	△2,324	△2,680
非支配株主への配当金の支払額	△89	△69
その他	△242	△165
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,254	△9,234
現金及び現金同等物に係る換算差額	△543	△480
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,119	611
現金及び現金同等物の期首残高	21,828	23,948
現金及び現金同等物の期末残高	※ 23,948	※ 24,559

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 44社

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

連結子会社及び非連結子会社の名称は「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載しております。

なお、PT. Sumiso Logistics Indonesiaについては、新規に設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、サミット・ SHIPPING・エーゼンシーズ(株)については、清算したため、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 7社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

また、持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

持分法を適用した関連会社並びに持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称は「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載しております。

なお、Petrology Limited Co. W. L. L. については、株式を売却したため、当連結会計年度において持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、ウエストウッド SHIPPING ラインズ ジャパン(株)及び在外連結子会社を除き、連結決算日と一致しております。ウエストウッド SHIPPING ラインズ ジャパン(株)及び在外連結子会社の決算日は12月末日であり、連結財務諸表の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外連結子会社は定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針

主として内規に基づき、金利変動リスク及び燃料価格変動リスクをヘッジしております。

イ. ヘッジ手段—金利スワップ

ヘッジ対象—借入金

ロ. ヘッジ手段—原油スワップ

ヘッジ対象—燃料

③ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5～12年間で均等償却しておりますが、金額が僅少な場合には発生年度に全額償却することとしております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3か月以内に満期の到来する容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、繰延税金資産(投資その他の資産)が10百万円、利益剰余金が6百万円、非支配株主持分が3百万円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は6百万円増加し、非支配株主持分は3百万円増加しております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ152百万円増加しております。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「為替差益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「為替差益」に表示していた359百万円は、営業外収益の「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
減価償却累計額	151,268百万円	156,558百万円

※2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
預金	225百万円	225百万円
有形固定資産	8,879百万円	7,546百万円
投資有価証券	172百万円	211百万円
計	9,277百万円	7,983百万円

上記資産に対する債務の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	1,920百万円	1,366百万円
長期借入金	5,335百万円	5,317百万円
計	7,256百万円	6,683百万円

3. 保証債務

当社及び連結子会社は、下記会社等の銀行借入等に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
夢洲コンテナターミナル(株)	1,105百万円	1,025百万円
(株)ワールド流通センター	154百万円	44百万円
青島遠州国際物流有限公司	14百万円	－百万円
大阪港総合流通センター(株)	12百万円	－百万円
青海流通センター(株)	4百万円	－百万円
計	1,291百万円	1,070百万円

このほかに従業員の住宅資金銀行借入に対し、前連結会計年度113百万円、当連結会計年度88百万円の保証を行っております。

4. 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	75百万円	72百万円

※5. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券	5,756百万円	5,822百万円

※6. 財務制限条項

借入金のうちシンジケートローン（前連結会計年度末22,000百万円、当連結会計年度末22,000百万円）について、各年度の決算日及び第2四半期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を78,400百万円以上に、連結貸借対照表の純資産の部の金額を90,300百万円以上にそれぞれ維持する旨の特約が付されております。

(連結損益計算書関係)

※1. 固定資産売却益

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日)
車両の売却益	58百万円	車両の売却益 30百万円
その他	2百万円	その他 3百万円
計	61百万円	計 33百万円

※2. 受取補償金

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日至平成29年3月31日)
—	—	倉庫施設の移転補償金 401百万円

※ 3. 固定資産除却損

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
撤去費用	95百万円	撤去費用	115百万円
その他	61百万円	その他	58百万円
計	156百万円	計	174百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「建物及び構築物の除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において表示しておりました「建物及び構築物の除却損」35百万円は、「その他」として組み替えております。

※ 4. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失
東京都港区	物流事業	ソフトウェア等	5百万円
静岡県袋井市	物流事業	ソフトウェア仮勘定	5百万円
静岡県袋井市	遊休資産	土地	1百万円

当社グループは、物流事業資産及び海運事業資産については管理会計上の区分に基づき、不動産事業資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

上記物流事業資産グループについては、将来の使用が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10百万円）として特別損失に計上しております。その内訳はソフトウェア5百万円、ソフトウェア仮勘定5百万円等であります。

当該資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

上記遊休資産については地価の下落のため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（1百万円）として特別損失に計上しております。その内訳は全額土地であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その評価額は不動産鑑定評価額により評価しております。

※ 5. 事業構造改善費用

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
連結子会社において中国事業の再編に伴い計上した関係会社出資金評価損47百万円、関係会社事業損失引当金繰入額30百万円、特別退職金等27百万円、その他15百万円	—

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△11,360百万円	7,305百万円
組替調整額	30	24
税効果調整前	△11,329	7,329
税効果額	4,562	△2,243
その他有価証券評価差額金	△6,767	5,085
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△43	10
組替調整額	—	26
税効果調整前	△43	37
税効果額	12	△11
繰延ヘッジ損益	△30	25
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△941	△1,194
組替調整額	△32	—
税効果調整前	△973	△1,194
税効果額	32	—
為替換算調整勘定	△941	△1,194
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△246	299
組替調整額	43	135
税効果調整前	△202	434
税効果額	68	△132
退職給付に係る調整額	△133	301
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△150	△267
組替調整額	—	△5
持分法適用会社に対する持分相当額	△150	△273
その他の包括利益合計	△8,022	3,945

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	195,936	—	—	195,936
自己株式				
普通株式(注)1、2	17,232	9	19	17,222

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加9千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少19千株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	163

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,250	7.0	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年11月5日 取締役会	普通株式	1,072	6.0	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,429	利益剰余金	8.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	195,936	—	—	195,936
自己株式				
普通株式(注)1、2	17,222	7	39	17,191

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少39千株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	197

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,429	8.0	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月8日 取締役会	普通株式	1,251	7.0	平成28年9月30日	平成28年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,519	利益剰余金	8.5	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	36,798百万円	30,933百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△12,850百万円	△6,374百万円
現金及び現金同等物	23,948百万円	24,559百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	1,598	1,984
1年超	4,408	6,209
計	6,006	8,194

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	5,611	6,603
1年超	7,993	10,080
計	13,605	16,684

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主として銀行等金融機関からの借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び営業未収入金に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式（その他有価証券）及び差入保証金の代用として供託した国債（満期保有目的の債券）であります。上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っており、また、満期保有目的の債券は格付の高い債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

長期貸付金は、取引先企業に対するもので、取引先の信用状況を定期的に把握しております。

営業未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであります。

借入金及び社債の用途は運転資金（主に短期）と設備投資資金（長期）で、金利の変動リスクについては、一部の借入金の金利を固定化、また、金利スワップ取引の実施により低減を図っております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、燃料価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした原油スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内規等に基づき行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	36,798	36,798	—
(2)受取手形及び営業未収入金	18,593	18,593	—
(3)投資有価証券			
①満期保有目的の債券(※1)	83	88	5
②その他有価証券	78,263	78,263	—
(4)長期貸付金	476	492	15
資産計	134,216	134,237	20
(1)支払手形及び営業未払金	11,353	11,353	—
(2)短期借入金	12,480	12,480	—
(3)1年内償還予定の社債	100	100	—
(4)社債	25,100	25,484	384
(5)長期借入金	41,010	41,473	462
負債計	90,044	90,891	846
デリバティブ取引(※2)	(61)	(61)	—

(※1) 「投資その他の資産・その他」に計上している満期保有目的の債券を表示しております。

(※2) 「固定負債・その他」に計上しているデリバティブ取引を表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金及び預金	30,933	30,933	—
(2)受取手形及び営業未収入金	19,124	19,124	—
(3)投資有価証券			
①満期保有目的の債券(※1)	83	87	3
②その他有価証券	85,632	85,632	—
(4)長期貸付金	113	113	△0
資産計	135,887	135,890	3
(1)支払手形及び営業未払金	12,155	12,155	—
(2)短期借入金	14,081	14,081	—
(3)1年内償還予定の社債	100	100	—
(4)社債	25,000	25,267	267
(5)長期借入金	33,179	33,437	257
負債計	84,515	85,041	525
デリバティブ取引(※2)	(24)	(24)	—

(※1) 「投資その他の資産・その他」に計上している満期保有目的の債券を表示しております。

(※2) 「固定負債・その他」に計上しているデリバティブ取引を表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式については取引所の価格、債券については公社債店頭売買参考統計値の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた適切な利率で割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金、並びに (3) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	6,694	6,750
長期預り金	7,684	7,894

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。また、賃貸施設の敷金として計上している長期預り金につきましては、返済期日が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	36,798	—	—	—
受取手形及び営業未収入金	18,593	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	—	83	—	—
長期貸付金	—	441	17	17
合計	55,392	525	17	17

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	30,933	—	—	—
受取手形及び営業未収入金	19,124	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券（国債）	—	83	—	—
長期貸付金	—	85	0	27
合計	50,058	168	0	27

(注4) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,714	—	—	—	—	—
社債	100	100	7,000	—	5,000	13,000
長期借入金	4,766	9,575	10,743	8,186	11,260	1,243
合計	12,580	9,675	17,743	8,186	16,260	14,243

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,918	—	—	—	—	—
社債	100	7,000	—	5,000	—	13,000
長期借入金	6,163	10,917	8,369	11,434	309	2,148
合計	14,181	17,917	8,369	16,434	309	15,148

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成28年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	債券 国債	83	88	5
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	債券 国債	—	—	—

(注) 上記は差入保証金の代用として供託した国債 (投資その他の資産「その他」) であります。

当連結会計年度 (平成29年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額 を超えるもの	債券 国債	83	87	3
時価が連結貸借対照表計上額 を超えないもの	債券 国債	—	—	—

(注) 上記は差入保証金の代用として供託した国債 (投資その他の資産「その他」) であります。

2. その他有価証券

前連結会計年度 (平成28年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	77,988	25,479	52,509
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	274	326	△51
合計		78,263	25,806	52,457

当連結会計年度 (平成29年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	85,591	25,792	59,798
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	40	52	△11
合計		85,632	25,844	59,787

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2	0	4

当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	12	0	0

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について30百万円（その他有価証券の株式30百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について35百万円（その他有価証券の株式25百万円、非連結子会社株式9百万円）減損処理を行っております。

なお、時価のある有価証券については、期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落したものは全て、30~50%程度下落したのものには、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。時価のない有価証券については、実質価額が取得価額に比べ50%以上下落したもののうち、必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	73	24	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	短期借入金	24	—	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該短期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 商品関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	原油スワップ取引 支払固定・ 受取変動	燃料	152	76	△61

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	原油スワップ取引 支払固定・ 受取変動	燃料	76	—	△24

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度（非積立型だが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、一部の連結子会社が加入しておりました複数事業主制度の厚生年金基金制度は、当連結会計年度に解散しております。当該制度については、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理を行っております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	10,877百万円	10,949百万円
勤務費用	533百万円	550百万円
利息費用	90百万円	91百万円
数理計算上の差異の発生額	5百万円	△25百万円
退職給付の支払額	△557百万円	△484百万円
退職給付債務の期末残高	10,949百万円	11,080百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	9,549百万円	9,460百万円
期待運用収益	122百万円	124百万円
数理計算上の差異の発生額	△240百万円	273百万円
事業主からの拠出額	457百万円	199百万円
退職給付の支払額	△428百万円	△432百万円
年金資産の期末残高	9,460百万円	9,626百万円

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	1,365百万円	1,365百万円
退職給付費用	193百万円	196百万円
退職給付の支払額	△151百万円	△107百万円
年金資産への掛金拠出額	△41百万円	△36百万円
その他	△0百万円	△0百万円
退職給付に係る負債の期末残高	1,365百万円	1,417百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	11,683百万円	11,839百万円
年金資産	△9,848百万円	△10,028百万円
	1,834百万円	1,810百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,018百万円	1,061百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,853百万円	2,872百万円
退職給付に係る負債	2,853百万円	2,872百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,853百万円	2,872百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含んでおります。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	533百万円	550百万円
利息費用	90百万円	91百万円
期待運用収益	△122百万円	△124百万円
数理計算上の差異の費用処理額	43百万円	135百万円
簡便法で計算した退職給付費用	193百万円	196百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	739百万円	848百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
数理計算上の差異	△202百万円	434百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識数理計算上の差異	178百万円	612百万円

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
株式	39%	43%
債券	26%	23%
生命保険一般勘定	21%	20%
オルタナティブ	6%	6%
その他	8%	8%
合計	100%	100%

(注) 1. オルタナティブは、ヘッジファンドへの投資であります。

2. 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度34%、当連結会計年度37%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	0.8%	0.8%
長期期待運用収益率	1.3%	1.3%
予想昇給率	6.6%	6.6%

3. 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度136百万円、当連結会計年度115百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前連結会計年度105百万円、当連結会計年度12百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
年金資産の額	64,913百万円	—百万円
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	60,982百万円	—百万円
差引額	3,931百万円	—百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度5.2%（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、別途積立金（前連結会計年度3,954百万円）、当年度不足金（前連結会計年度△23百万円）の計であります。

上記(2)の割合は当社グループの実際の負担割合とは一致しません。

また、一部の連結子会社が加入する静岡県トラック運送厚生年金基金は、平成28年2月10日開催の理事会及び平成28年2月18日開催の代議員会において解散を決議し、平成28年5月10日付で厚生労働大臣より解散認可を受け解散しております。当該解散に伴う追加負担額の発生はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費 給料手当及び福利費	64	70

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
新株予約権戻入益	—	32

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社			
	2006年度ストックオプション新株予約権	2007年度ストックオプション新株予約権	2008年度ストックオプション新株予約権	2010年度ストックオプション新株予約権
名称	2006年度ストックオプション新株予約権	2007年度ストックオプション新株予約権	2008年度ストックオプション新株予約権	2010年度ストックオプション新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名	当社取締役7名	当社取締役9名	当社取締役8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株	普通株式 150,000株	普通株式 140,000株
付与日	平成19年3月1日	平成19年12月17日	平成20年9月16日	平成22年11月22日
権利確定条件	——	——	——	——
対象勤務期間	——	——	——	——
権利行使期間	平成21年2月14日 ～平成29年2月13日	平成21年11月30日 ～平成29年11月29日	平成22年8月30日 ～平成30年8月29日	平成24年11月6日 ～平成32年11月5日

会社名	提出会社			
	2011年度ストックオプション新株予約権	2012年度ストックオプション新株予約権	2013年度ストックオプション新株予約権	2014年度ストックオプション新株予約権
名称	2011年度ストックオプション新株予約権	2012年度ストックオプション新株予約権	2013年度ストックオプション新株予約権	2014年度ストックオプション新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名	当社取締役7名	当社取締役7名	当社取締役7名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成23年11月24日	平成24年9月18日	平成25年9月17日	平成26年9月18日
権利確定条件	——	——	——	——
対象勤務期間	——	——	——	——
権利行使期間	平成25年11月8日 ～平成33年11月7日	平成26年8月31日 ～平成34年8月30日	平成27年8月30日 ～平成35年8月29日	平成28年8月29日 ～平成36年8月28日

会社名	提出会社	
名称	2015年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）5名 当社取締役を兼務しない執行役員8名	当社取締役（社外取締役を除く）5名 当社取締役を兼務しない執行役員（海外居住者を除く）8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 115,000株	普通株式 145,000株
付与日	平成27年9月16日	平成28年9月20日
権利確定条件	——	——
対象勤務期間	——	——
権利行使期間	平成30年9月17日 ～平成47年9月16日	平成31年9月21日 ～平成48年9月20日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社			
名称	2006年度ストックオプション新株予約権	2007年度ストックオプション新株予約権	2008年度ストックオプション新株予約権	2010年度ストックオプション新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	125,000	106,000	56,000	20,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	9,000	—
失効	125,000	—	—	—
未行使残	—	106,000	47,000	20,000

会社名	提出会社			
名称	2011年度ストックオプション新株予約権	2012年度ストックオプション新株予約権	2013年度ストックオプション新株予約権	2014年度ストックオプション新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	21,000	40,000	125,000	125,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	20,000	—	10,000
失効	—	—	—	—
未行使残	21,000	20,000	125,000	115,000

会社名	提出会社	
名称	2015年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	145,000
失効	—	—
権利確定	—	145,000
未確定残	—	—
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	115,000	—
権利確定	—	145,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	115,000	145,000

② 単価情報

会社名	提出会社			
名称	2006年度ストックオプション新株予約権	2007年度ストックオプション新株予約権	2008年度ストックオプション新株予約権	2010年度ストックオプション新株予約権
権利行使価格 (円)	986	618	434	419
行使時平均株価 (円)	—	—	614	—
付与日における公正な評価単価 (円)	262	153	82	107

会社名	提出会社			
名称	2011年度ストックオプション新株予約権	2012年度ストックオプション新株予約権	2013年度ストックオプション新株予約権	2014年度ストックオプション新株予約権
権利行使価格 (円)	355	354	620	563
行使時平均株価 (円)	—	614	—	660
付与日における公正な評価単価 (円)	80	75	170	138

会社名	提出会社	
名称	2015年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	563	483

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法
ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

会社名	提出会社	
名称	2016年度株価条件付株式報酬型ストックオプション新株予約権	
株価変動性	(注) 1	30.474%
予想残存期間	(注) 2	3年
予想配当	(注) 3	14円/株
無リスク利子率	(注) 4	△0.251%

- (注) 1. 平成25年9月20日～平成28年9月20日の株価実績に基づき算定しております。
 2. 割当日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を合理的に見積もっております。
 3. 平成28年3月期の配当実績によっております。
 4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
税務上ののれん	1,913百万円	1,676百万円
退職給付に係る負債	1,651百万円	1,638百万円
減損損失	943百万円	916百万円
賞与引当金	525百万円	480百万円
繰越欠損金	419百万円	433百万円
未払事業税	174百万円	137百万円
貸倒引当金	150百万円	134百万円
役員退職慰労引当金・未払年金等	109百万円	94百万円
その他	622百万円	581百万円
繰延税金資産小計	6,510百万円	6,092百万円
評価性引当額	△1,683百万円	△1,656百万円
繰延税金資産合計	4,827百万円	4,435百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△16,046百万円	△18,289百万円
圧縮記帳積立金	△4,690百万円	△4,725百万円
その他	△321百万円	△287百万円
繰延税金負債合計	△21,057百万円	△23,302百万円
繰延税金負債の純額	△16,230百万円	△18,866百万円

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	907百万円	787百万円
固定資産－繰延税金資産	2,149百万円	1,880百万円
流動負債－その他	△6百万円	△4百万円
固定負債－繰延税金負債	△19,280百万円	△21,530百万円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より繰延税金資産の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の繰延税金資産に表示しておりました「投資有価証券評価損」97百万円及び「その他」524百万円は、「その他」622百万円として組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.1%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
損金不算入ののれん償却額	1.3%	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	
評価性引当額	△0.2%	
持分法による投資利益	△0.5%	
税率変更の影響	△0.9%	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9%	
在外連結子会社の税率差異	△1.3%	
その他	0.1%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3%	

(資産除去債務関係)

当社グループは、建築材料に石綿を使用した建物を所有し、当該建物の解体時において、法令の定める方法により石綿を適切に除去する債務を有しておりますが、当該建物のうち一部の物件を除いては、今後、適切な維持管理を行いながら、使用を継続する予定であります。また、当社グループは、不動産賃貸契約に基づく契約終了時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ、移転等の予定もありません。従って、いずれについても債務の履行時期を予測することが難しく、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル、物流施設等(土地を含む)を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する損益は5,951百万円(営業利益に計上)であり、当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する損益は6,298百万円(営業利益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	53,892	54,854
期中増減額	961	2,508
期末残高	54,854	57,362
期末時価	104,904	108,634

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得(賃貸用物流施設建設工事、賃貸用商業施設建設工事、賃貸用オフィスビル改修工事等)3,673百万円であり、主な減少額は減価償却費2,626百万円であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(賃貸用医療施設取得、賃貸用共同住宅取得、賃貸用商業施設建設工事、賃貸用オフィスビル改修工事等)5,235百万円であり、主な減少額は減価償却費2,683百万円であります。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内及び海外の子会社等と連携し、倉庫業、港湾運送業、国際輸送業、陸上運送業ほかの「物流事業」を展開する一方、子会社のWestwood Shipping Lines, Inc.を中心として、北米北西岸航路における船舶運航事業を主体とする「海運事業」を行っております。また、本店に専門の部署を設置し、保有不動産の有効活用を中心として、不動産賃貸業や不動産販売業等の「不動産事業」を推進しております。なお、「物流事業」の各業務は、いずれも総合物流業の一環として、相互に関連しており、経営管理上は不可分なものとして扱っております。

従って、当社は、営業体制を基盤としたサービス別のセグメントから構成されており、「物流事業」「海運事業」及び「不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」を適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度のセグメント利益が、「物流事業」で25百万円、「不動産事業」で126百万円増加しております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	130,981	31,634	9,641	172,257	—	172,257
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	408	166	376	951	△951	—
計	131,390	31,801	10,017	173,209	△951	172,257
セグメント利益	9,044	1,685	4,542	15,273	△4,504	10,768
セグメント資産	136,477	19,007	43,096	198,581	101,976	300,558
その他の項目						
減価償却費	4,209	507	2,460	7,177	553	7,730
のれんの償却額	104	382	—	486	—	486
持分法適用会社への投資額	5,662	24	—	5,686	—	5,686
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	6,714	417	2,273	9,405	66	9,471

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△4,504百万円のうち、各報告セグメントに配分していない全社費用は△4,477百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額101,976百万円のうち、各報告セグメントに配分していない全社資産は103,891百万円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 減価償却費の調整額553百万円は、全社資産に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額66百万円は、全社資産に係る設備投資額であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	130,426	25,024	9,805	165,256	—	165,256
セグメント間の内部営業収益 又は振替高	629	159	366	1,155	△1,155	—
計	131,055	25,183	10,172	166,411	△1,155	165,256
セグメント利益又は損失（△）	9,772	△347	4,569	13,993	△4,804	9,189
セグメント資産	136,827	17,399	44,544	198,771	106,979	305,751
その他の項目						
減価償却費	4,200	518	2,506	7,225	511	7,736
のれんの償却額	66	369	—	435	—	435
持分法適用会社への投資額	5,740	25	—	5,766	—	5,766
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	5,913	510	5,141	11,565	354	11,919

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△4,804百万円のうち、各報告セグメントに配分していない全社費用は△4,802百万円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額106,979百万円のうち、各報告セグメントに配分していない全社資産は107,037百万円であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社及び一部の連結子会社の運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産等であります。
 - (3) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額354百万円は、当社及び一部の連結子会社の管理部門に係る設備投資額であります。
2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
123,109	32,821	16,326	172,257

(注) 営業収益は、営業収益を計上した国を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
121,243	9,140	4,974	135,358

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
123,230	26,205	15,820	165,256

(注) 営業収益は、営業収益を計上した国を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
減損損失	10	—	—	10	1	11

（注）「全社・消去」の金額は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
当期償却額	104	382	—	486	—	486
当期末残高	66	2,963	—	3,030	—	3,030

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				全社・消去	合計
	物流事業	海運事業	不動産事業	計		
当期償却額	66	369	—	435	—	435
当期末残高	—	2,492	—	2,492	—	2,492

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	905.43円	957.00円
1株当たり当期純利益	45.23円	43.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	45.18円	43.59円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	8,082	7,802
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,082	7,802
普通株式の期中平均株式数(株)	178,717,463	178,720,443
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	184,945	293,636
(うち新株予約権(株))	(184,945)	(293,636)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2006年度ストックオプション新株予約権 (新株予約権の数125個)。 なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況、 1 株式等の状況、(2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。	2007年度及び2013年度スト ックオプション新株予約権 (新株予約権の数231個)。 なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況、 1 株式等の状況、(2)新株 予約権等の状況」に記載の とおりであります。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成28年3月31日)	当連結会計年度末 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	169,451	178,836
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	7,637	7,777
(うち新株予約権(百万円))	(163)	(197)
(うち非支配株主持分(百万円))	(7,474)	(7,579)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	161,813	171,059
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株 式数(株)	178,713,575	178,745,034

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催の第140期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認されました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、平成29年度を初年度とする中期経営計画において資本政策に関する基本方針を定めました。この基本方針に基づき、株主還元策を安定的に実施できる資本構成にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金21,822,908,870円のうち6,900,000,000円

資本準備金18,655,780,821円のうち6,900,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 13,800,000,000円

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成29年6月28日

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成29年5月12日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 平成29年5月22日 |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成29年6月22日 |
| (4) 株主総会決議日 | 平成29年6月28日 |
| (5) 効力発生日 | 平成29年6月28日 |

(自己株式の消却)

当社は、平成29年6月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議しました。

1. 消却の理由

当社は、平成29年度を初年度とする中期経営計画において、自己株式はストックオプション等具体的な用途が明確な数量を継続保有し、これを超える部分は速やかに消却する方針といたしました。

2. 消却する株式の種類及び数

当社普通株式 15,200,000株 (消却前の発行済株式の総数に対する割合 7.76%)

3. 消却の方法

その他資本剰余金からの減額

4. 消却予定日

平成29年6月30日

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱住友倉庫	第1回無担保普通社債	平成26年 3月14日	7,000	7,000	0.3	なし	平成31年 3月14日
	第2回無担保普通社債	平成26年 3月14日	5,000	5,000	0.5	なし	平成33年 3月12日
	第3回無担保普通社債	平成27年 12月17日	6,000	6,000	0.4	なし	平成34年 12月16日
	第4回無担保普通社債	平成27年 12月17日	7,000	7,000	0.6	なし	平成37年 12月17日
遠州トラック㈱	第2回無担保普通社債	平成23年 1月11日	200 (100)	100 (100)	0.9	なし	平成29年 12月25日
合計			25,200 (100)	25,100 (100)	—	—	—

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
100	7,000	—	5,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,714	7,918	0.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	4,766	6,163	0.7	—
1年以内に返済予定のリース債務	140	116	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	41,010	33,179	0.7	平成30年4月～ 平成36年10月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	470	408	—	平成30年1月～ 平成35年10月
その他有利子負債				
未払金	20	18	1.0	—
長期未払金	101	82	1.0	平成34年1月
合計	54,223	47,887	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入残高等に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,917	8,369	11,434	309
リース債務	105	97	98	72
その他有利子負債	20	22	21	17

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	41,122	79,727	119,738	165,256
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	3,604	5,768	8,980	11,586
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	2,372	3,840	6,038	7,802
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	13.28	21.49	33.79	43.66

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	13.28	8.21	12.30	9.87

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,706	15,347
受取手形	306	196
営業未収入金	※3 9,378	※3 9,509
前払費用	※3 284	※3 346
繰延税金資産	641	589
立替金	※3 1,675	※3 1,771
短期貸付金	※3 554	※3 1,440
その他	※3 648	※3 178
貸倒引当金	△401	△403
流動資産合計	33,794	28,976
固定資産		
有形固定資産		
建物	60,299	62,146
構築物	798	781
機械及び装置	2,583	2,241
車両運搬具	97	210
工具、器具及び備品	701	577
土地	39,882	44,249
リース資産	184	174
建設仮勘定	2,406	120
有形固定資産合計	106,953	110,502
無形固定資産		
借地権	4,711	4,711
ソフトウェア	997	809
その他	152	395
無形固定資産合計	5,861	5,916
投資その他の資産		
投資有価証券	77,499	84,520
関係会社株式	19,517	19,678
長期貸付金	※3 1,628	※3 7,503
差入保証金	3,807	3,785
その他	※3 473	625
貸倒引当金	△949	△839
投資その他の資産合計	101,977	115,274
固定資産合計	214,792	231,692
資産合計	248,587	260,669

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	※ ₃ 4,787	※ ₃ 5,004
短期借入金	※ ₃ 11,138	※ ₃ 12,163
1年内返済予定の長期借入金	—	5,000
リース債務	22	22
未払金	1,066	430
未払事業所税	89	89
未払法人税等	1,618	1,213
未払費用	142	136
前受金	※ ₃ 1,008	※ ₃ 1,053
預り金	※ ₃ 1,276	※ ₃ 1,188
賞与引当金	1,011	1,033
その他	8	431
流動負債合計	22,170	27,767
固定負債		
社債	25,000	25,000
長期借入金	32,000	27,000
リース債務	146	123
繰延税金負債	19,091	21,017
退職給付引当金	1,316	1,696
関係会社事業損失引当金	1,424	1,343
長期預り金	※ ₃ 7,493	※ ₃ 7,694
その他	381	330
固定負債合計	86,853	84,205
負債合計	109,023	111,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,822	21,822
資本剰余金		
資本準備金	18,655	18,655
その他資本剰余金	501	501
資本剰余金合計	19,157	19,157
利益剰余金		
利益準備金	2,320	2,320
その他利益剰余金		
特別償却準備金	41	37
圧縮記帳積立金	10,508	10,590
別途積立金	51,375	54,375
繰越利益剰余金	7,273	8,388
利益剰余金合計	71,518	75,712
自己株式	△8,949	△8,933
株主資本合計	103,549	107,758
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	35,851	40,740
評価・換算差額等合計	35,851	40,740
新株予約権	163	197
純資産合計	139,564	148,696
負債純資産合計	248,587	260,669

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益		
倉庫収入	15,847	16,158
港湾運送収入	28,425	27,319
国際輸送収入	16,933	16,263
陸上運送収入	8,662	9,154
物流施設賃貸収入	4,333	4,622
不動産賃貸収入	8,660	8,952
その他	1,495	1,335
営業収益合計	※ 84,358	※ 83,807
営業原価		
作業諸費	52,883	51,776
人件費	5,969	6,186
賃借料	3,698	3,818
租税公課	1,752	1,826
減価償却費	5,325	5,419
その他	4,118	3,862
営業原価合計	※ 73,747	※ 72,890
営業総利益	10,610	10,917
販売費及び一般管理費		
給料手当及び福利費	1,891	1,888
賞与引当金繰入額	232	235
退職給付費用	114	142
賃借料	375	374
租税公課	291	486
減価償却費	371	331
事務応援費	205	193
その他	1,024	999
販売費及び一般管理費合計	※ 4,507	※ 4,649
営業利益	6,103	6,267
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,602	2,661
その他	483	268
営業外収益合計	※ 3,085	※ 2,929
営業外費用		
支払利息	367	360
その他	116	63
営業外費用合計	※ 484	※ 424
経常利益	8,704	8,772

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
特別利益		
受取補償金	—	401
関係会社清算益	—	123
新株予約権戻入益	—	32
特別利益合計	—	557
特別損失		
固定資産除却損	107	113
投資有価証券評価損	29	25
特別損失合計	137	138
税引前当期純利益	8,567	9,191
法人税、住民税及び事業税	2,741	2,498
法人税等調整額	△328	△180
法人税等合計	2,412	2,317
当期純利益	6,155	6,874

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				特別償却準備金	圧縮記帳積立金	
当期首残高	21,822	18,655	496	2,320	43	10,363
当期変動額						
特別償却準備金の積立					13	
特別償却準備金の取崩					△15	
圧縮記帳積立金の積立						259
圧縮記帳積立金の取崩						△115
別途積立金の積立						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			4			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	4	—	△2	144
当期末残高	21,822	18,655	501	2,320	41	10,508

	株主資本				評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金						
	別途積立金	繰越利益剰余金			その他有価証券評価差額金		
当期首残高	49,375	5,583	△8,953	99,708	42,474	101	142,284
当期変動額							
特別償却準備金の積立		△13					
特別償却準備金の取崩		15					
圧縮記帳積立金の積立		△259					
圧縮記帳積立金の取崩		115					
別途積立金の積立	2,000	△2,000					
剰余金の配当		△2,323		△2,323			△2,323
当期純利益		6,155		6,155			6,155
自己株式の取得			△5	△5			△5
自己株式の処分			9	14			14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△6,623	61	△6,561
当期変動額合計	2,000	1,689	4	3,840	△6,623	61	△2,720
当期末残高	51,375	7,273	△8,949	103,549	35,851	163	139,564

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金
当期首残高	21,822	18,655	501	2,320	41	10,508
当期変動額						
特別償却準備金の積立					11	
特別償却準備金の取崩					△14	
圧縮記帳積立金の積立						201
圧縮記帳積立金の取崩						△118
別途積立金の積立						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	△0	—	△3	82
当期末残高	21,822	18,655	501	2,320	37	10,590

	株主資本				評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
	その他利益剰余金						
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	51,375	7,273	△8,949	103,549	35,851	163	139,564
当期変動額							
特別償却準備金の積立		△11					
特別償却準備金の取崩		14					
圧縮記帳積立金の積立		△201					
圧縮記帳積立金の取崩		118					
別途積立金の積立	3,000	△3,000					
剰余金の配当		△2,680		△2,680			△2,680
当期純利益		6,874		6,874			6,874
自己株式の取得			△4	△4			△4
自己株式の処分			20	20			20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					4,889	33	4,922
当期変動額合計	3,000	1,114	16	4,209	4,889	33	9,132
当期末残高	54,375	8,388	△8,933	107,758	40,740	197	148,696

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積もった貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いは連結貸借対照表と異なっております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、その会社の財政状態等を勘案して、必要額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ136百万円増加しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記しておりました「為替差益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「為替差益」に表示していた373百万円は、営業外収益の「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1. 保証債務

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
債務保証	8,615百万円	1,851百万円

2. 受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	52百万円	55百万円

※ 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	1,523百万円	2,085百万円
長期金銭債権	1,232百万円	7,452百万円
短期金銭債務	6,593百万円	6,676百万円
長期金銭債務	7百万円	7百万円

(損益計算書関係)

※ 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	5,240百万円	5,262百万円
営業費用	13,216百万円	13,237百万円
営業取引以外の取引による取引高	295百万円	298百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度 (平成28年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,622	3,662	40

当事業年度 (平成29年 3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,622	5,618	1,996

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
子会社株式	13,315	13,505
関連会社株式	2,580	2,551

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,185百万円	1,283百万円
減損損失	850百万円	850百万円
関係会社株式評価損	773百万円	764百万円
関係会社事業損失引当金	436百万円	411百万円
貸倒引当金	375百万円	374百万円
賞与引当金	311百万円	318百万円
特定外国子会社課税留保金	267百万円	281百万円
未払事業税	135百万円	100百万円
その他	465百万円	499百万円
繰延税金資産小計	4,801百万円	4,883百万円
評価性引当額	△2,661百万円	△2,528百万円
繰延税金資産合計	2,140百万円	2,355百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△15,812百万円	△17,971百万円
圧縮記帳積立金	△4,638百万円	△4,674百万円
その他	△138百万円	△136百万円
繰延税金負債合計	△20,590百万円	△22,783百万円
繰延税金負債の純額	△18,450百万円	△20,427百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.5%
住民税均等割額	0.4%	0.4%
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	—%	△0.8%
評価性引当額	0.0%	△1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1%	△3.7%
税率変更の影響	△1.8%	—%
その他	0.0%	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%	25.2%

(重要な後発事象)

(資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催の第140期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会において承認されました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、平成29年度を初年度とする中期経営計画において資本政策に関する基本方針を定めました。この基本方針に基づき、株主還元策を安定的に実施できる資本構成にするとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その減少額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金21,822,908,870円のうち6,900,000,000円

資本準備金18,655,780,821円のうち6,900,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 13,800,000,000円

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成29年6月28日

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の日程

(1) 取締役会決議日 平成29年5月12日

(2) 債権者異議申述公告日 平成29年5月22日

(3) 債権者異議申述最終期日 平成29年6月22日

(4) 株主総会決議日 平成29年6月28日

(5) 効力発生日 平成29年6月28日

(自己株式の消却)

当社は、平成29年6月28日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議しました。

1. 消却の理由

当社は、平成29年度を初年度とする中期経営計画において、自己株式はストックオプション等具体的な用途が明確な数量を継続保有し、これを超える部分は速やかに消却する方針といたしました。

2. 消却する株式の種類及び数

当社普通株式 15,200,000株 (消却前の発行済株式の総数に対する割合 7.76%)

3. 消却の方法

その他資本剰余金からの減額

4. 消却予定日

平成29年6月30日

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物	60,299	6,194	7	4,339	62,146	108,491
	構築物	798	105	—	121	781	4,259
	機械及び装置	2,583	175	2	514	2,241	11,763
	車両運搬具	97	220	0	106	210	1,867
	工具、器具及び備品	701	98	0	223	577	3,833
	土地	39,882	4,370	3	—	44,249	—
	リース資産	184	—	—	10	174	36
	建設仮勘定	2,406	35	2,321	—	120	—
	計	106,953	11,200	2,335	5,316	110,502	130,250
無形 固定資産	借地権	4,711	—	—	—	4,711	—
	ソフトウェア	997	241	—	429	809	—
	その他	152	411	163	5	395	—
	計	5,861	652	163	434	5,916	—

(注) 「当期増加額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物	賃貸用商業施設建設	3,014百万円
土地	倉庫用土地取得	2,545百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,350	6	114	1,242
賞与引当金	1,011	1,033	1,011	1,033
関係会社事業損失引当金	1,424	2	83	1,343

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 http://www.sumitomo-soko.co.jp/
株主に対する特典	該当事項なし

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | 平成28年6月28日 |
| 事業年度（第139期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） | 関東財務局長に提出 |
|
 | |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | 平成28年6月28日 |
| | 関東財務局長に提出 |
|
 | |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | |
| （第140期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） | 平成28年8月10日 |
| （第140期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） | 平成28年11月11日 |
| （第140期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日） | 平成29年2月9日 |
| | 関東財務局長に提出 |
|
 | |
| (4) 臨時報告書 | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会
における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書 | 平成28年6月30日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月28日

株式会社 住友倉庫

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 学 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀内 計尚 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社住友倉庫の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社住友倉庫及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社住友倉庫の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社住友倉庫が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

株式会社住友倉庫
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 学 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀内 計尚 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社住友倉庫の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第140期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社住友倉庫の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。